

HIDASHIN DISCLOSURE 2025

飛驒信用組合の現況

[令和6年4月1日～令和7年3月31日]





”
地域とともに
サステナブルな
未来を
創造します。
“

ごあいさつ

平素は、飛驒信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。本年も当組合の経営内容につきましてご理解を深めていただきますよう、ディスクロージャー誌「HIDASHIN DISCLOSURE 2025」を作成しましたのでご高覧いただければ幸いです。

当期のわが国経済を顧みますと、輸入価格の上昇を起点とする物価上昇の影響から消費マインドに弱さがみられましたが、良好な雇用・所得環境を受けた実質所得の持ち直しを背景に個人消費が底堅く推移したほか、財需要の循環的な回復も寄与し、総じて緩やかな成長が続きました。

一方金融情勢に目を転じますと、日銀は7月の金融政策決定会合において、物価2%目標の持続的・安定的実現の観点から政策金利を0.25%に引き上げました。

以降3会合連続で政策金利を据え置きましたが、1月の同会合では、企業へのヒアリングなどから賃上げのモメンタムが強く、物価安定の目標達成に向けた先行きの見通しが実現していく確度が高いと判断し、追加引き上げにより政策金利を0.50%とし、緩和環境の修正が一段と進みました。

当地域におきましては、訪日外国人客数がコロナ禍前の実績を上回り過去最高となり、インバウンド需要の拡大により地元の観光関連事業者の業況が急速に好転し、飛驒地域経

済・社会全体をけん引する大きな原動力となりました。

当該情況下において、当組合は9月に創立70周年を迎え「けやき通り支店」の新店舗建設を始め謝恩コンサート等の様々な記念事業の実施とともに金融仲介機能の発揮に向け、Face to Faceによる対話を通じて、お客様のニーズやご要望に応じたカスタマイズ型アプローチによる事業者支援に注力した結果、期末預金3,170億円、期末貸出金1,140億円と業容は順調に推移し、強固な財務基盤を背景とする資金運用収益の着実な確保を主因に、当期純利益10億11百万円を計上しました。

新年度の景気動向を眺めますと、ウクライナや中東における地政学的リスクの深刻化に加え、トランプ米政権の関税政策によって、経済および金融資本市場の不確実性はかつてない水準にまで高まっており、ダウンスайдリスクへの十分な警戒が必要です。

かような経営環境のもと、「お客さま視点」の徹底を軸に、将来の環境や社会の変化に柔軟に対応できる持続可能な金融機関として「サステナブル・フューチャー」の実現を目指し努力してまいりますので、一層のご理解、ご後援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月 理事長 大原 誠

経営理念

1. 地域金融を通じ、地域社会の発展に貢献します。
2. お客さまの声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供します。
3. 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、法令遵守態勢の徹底と高い企業倫理の確立に努めます。

当組合の概要（令和7年3月31日現在）

名 称	飛驒信用組合	店 舗 数	16カ店 他に店舗外 ATM21カ店
略 称	ひだしん		
本店所在地	高山市花岡町1丁目 13番地1	自己資本額	296億円
		組 合 員 数	24,051名
設 立	昭和29年9月28日	預 金 積 金	3,170億円
営 業 区 域	高山市・飛驒市・白川村	貸 出 金	1,140億円

飛驒信用組合の現況

2	ごあいさつ	23	リスク管理体制について
3	ひだしんと地域社会	25	内部統制基本方針
5	令和6年度 業績のご報告	26	お客さまの情報の管理
6	ひだしんのあゆみ	27	苦情対応・紛争解決措置等の概要について
7	創立70周年記念事業	29	信用組合と総代会制度について
9	ひだしんトピックス	31	組織図
11	地域密着型金融の取り組みについて	32	報酬体系について
17	さらなる金融仲介機能の発揮	33	主要な事業の内容
21	店舗のご案内	35	主な手数料のご案内
22	コンプライアンス体制について		

REPORT 2025

ひだしんと 地域社会

当組合は高山市、飛騨市、白川村を営業区域として金融サービスを提
供しており、地域の皆さまからお預けいただいたご預金は、地元企業の事
業活動のための資金や当地域にお住まいの方が住宅や自動車をご購入さ
れる際の資金などへのご融資としてご利用いただいております。
また、金融機能の提供に留まらず企業経営・人材育成・文化活動・ス
ポーツ活動といった面も視野に入れて広く地域社会の活性化に努めて
おります。



今期の決算について

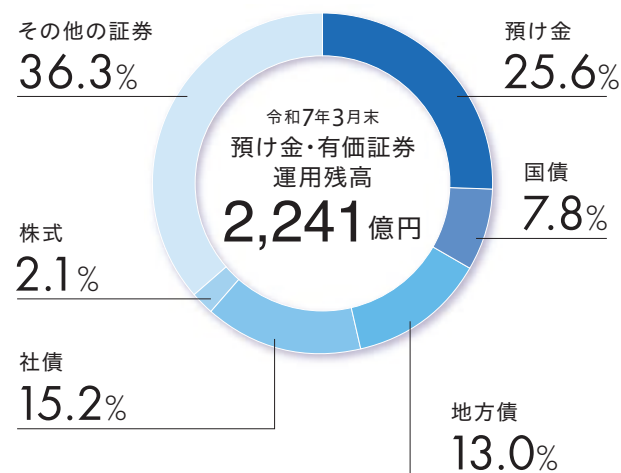
令和7年3月期の決算は、資金運用収益の増加を主因に、当期純利益10億11百万円を計上することができました。



ご融資以外の運用について

当組合はお客さまからのご預金をご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。
このうち預け金は、主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は高格付債券を中心とした運用に努めております。

● 預け金・有価証券の運用構成

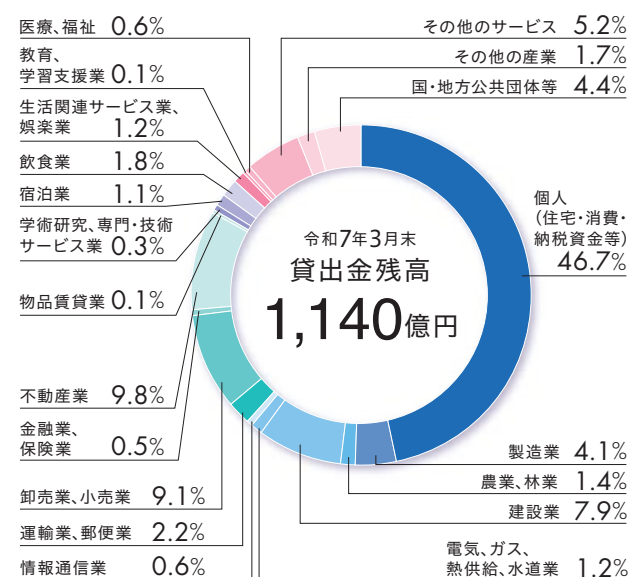


詳しくは、資料編1ページをご覧ください。

お客さまへのご融資について

お客さまからお預かりした大切なご預金は、小口・多数利用の原則に立ち、地元中小企業の皆さまへのご融資のほか、住宅ローン、消費者ローン等勤労者向けご融資としてご利用いただいております。
今後も、資金ニーズに幅広くお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

● 貸出金の業種別構成

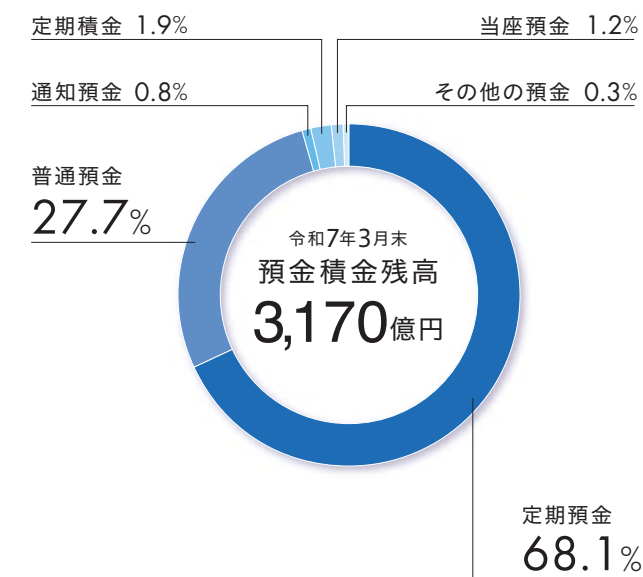


詳しくは、資料編7ページをご覧ください。

お客さまからのご預金について

当組合は、お客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、各種商品を取り揃えております。
また、より一層のサービスの充実に向けて新商品の開発に取り組んでおります。

● 預金積金の科目別構成



詳しくは、資料編1ページをご覧ください。

令和6年度 業績のご報告

預金・積金

夏・冬のキャンペーン定期預金および年金・給振口座の獲得を軸としたメイン化の推進に注力した結果、個人・法人ともに順調に推移し、期末残高は前期比55億34百万円増加の3,170億16百万円となりました。

貸出金

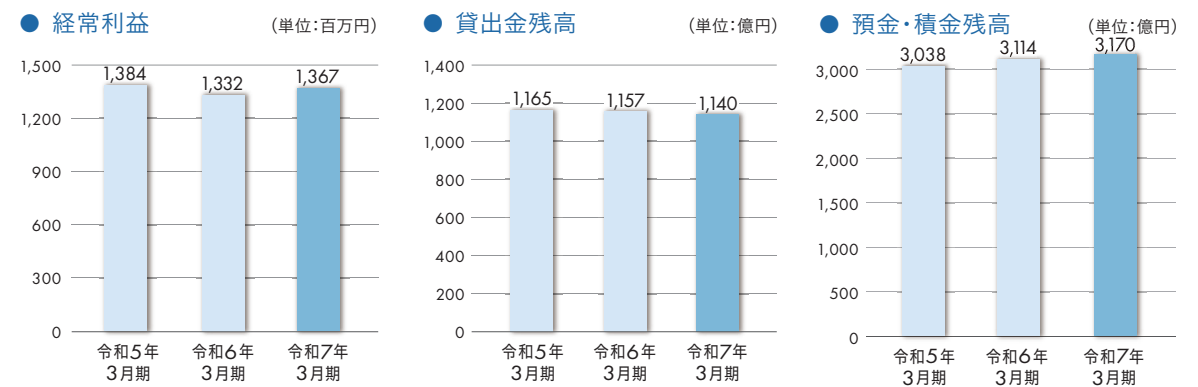
公金融資の償還や大口与信先の返済等により、期末残高は前期比減少しましたが、中小企業・個人事業主様に対する各種制度等を活用した事業支援に取り組みとともに、個人ローンについても、定期的に休日相談会を開催するなど、顧客のライフスタイルや家計に応じた機動的な融資対応を通じて、融資推進に務めた結果、期末残高1,140億21百万円を計上しました。

収益

創立70周年記念事業の展開などに伴い各種費用を要した一方で、市場金利の上昇が資金運用における債券投資に寄与した結果、有価証券利息配当金の増加を始め資金運用収益を着実に確保し、経常利益13億67百万円・当期純利益10億11百万円を計上しました。

ひだしんのあゆみ

昭和29年	平成1年	平成10年	平成20年
29年9月 飛騨商工信用組合設立 10月 高山市本町2丁目7番地で営業開始	59年11月 ひだしん経営研究会発足 4年10月 日銀蔵入復代理店・外国為替業務を開始	6年10月 創立40周年記念式典挙行政 11年12月 高山市指定金融機関に指定される 12年10月 信組共同センターへ加盟 16年10月 創立50周年記念式典挙行政	17年10月 ひだしん会青年部会発足 18年5月 郵貯ATM提携入金業務開始 19年12月 岐阜大学と「産学連携協定」締結 20年5月 岐阜県子育て支援企業登録制度取り組み開始



自己資本比率

自己資本比率の推移

自己資本比率は、貸出金や有価証券等の「リスク資産(リスク・アセット等)」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値で、金融機関の健全性・安全性を測る重要な指標です。

自己資本比率は、国内基準で4%以上でなければならないとされていますが、当組合は一貫して自己資本の充実と健全性に努めてきました結果、令和7年3月末の自己資本比率は20.36%となり、国内基準の5倍を超える高い水準にあります。

自己資本の推移

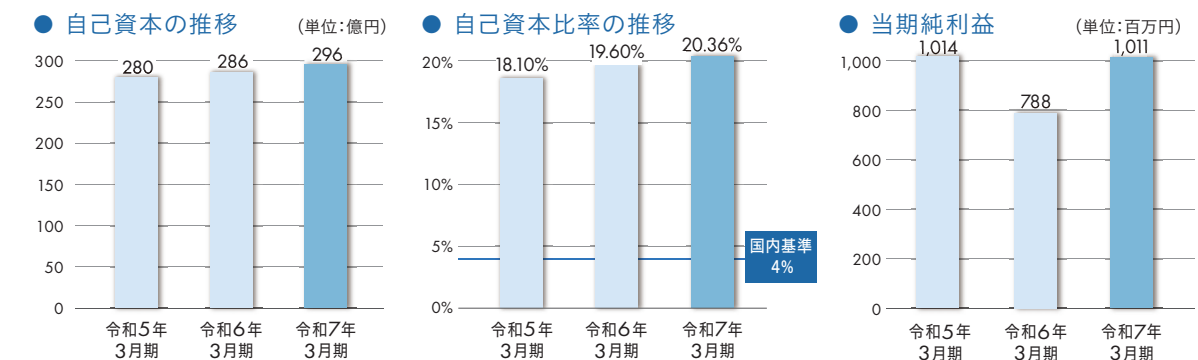
当組合は、長年にわたり利益からの蓄積である、特別積立金(無コスト資金)を中心に自己資本の増強に努めてきました結果、令和7年3月末の自己資本は、296億円と健全な体質を堅持しております。

自己資本比率
(令和7年3月期)

20.36%

自己資本額
(令和7年3月期)

296億円



*上記の詳細につきましては、資料編11ページの「自己資本の充実の状況等について」をご覧ください。

平成30年	令和1年	令和5年	令和6年	令和7年
30年2月 ニッキン賞受賞 6月 「飛騨信用組合ペイメントサービス」開始	1年6月 クレジットカード番号等取扱契約締結 10月 第56回全国信用組合大会にて社会貢献表彰を受賞	5年11月 さるばるコインを活用した「ふるさと納税」サービス開始 9月 食とくらしのグリーンライフポイント推進事業「グリーンライフin飛騨」開始	6年1月 「飛騨・高山サステナブルファンド」設立 6月 創立70周年感謝の会挙行政 12月 けやき通り支店新店舗オープン	7年2月 経済産業省から「DX認定事業者」の認定を取得 3月 健康経営優良法人(中小規模法人部門)に4年連続で認定





Anniversary

創立70周年記念事業

Topics

けやき通り支店新店舗OPEN

オープニングセレモニー

令和6年12月16日、けやき通り支店の新店舗がオープンしました。これを記念したオープニングセレモニーやオープンキャンペーンでは、地域のお客さまから大きな関心をお寄せいただきました。

最新設備のご紹介

全面ガラスの明るい店内には、飛驒の家具を配したロビー・談話室を設けました。また、全自動貸金庫や岐阜県内の金融機関では初となるセミセルフキャッシャーを2台設置しました。

セミセルフキャッシャー



全自動貸金庫



地域社会貢献活動

飛驒地域の中学校へ電子黒板を寄贈

高山市・飛驒市の中学校7校に電子黒板（インタラクティブボード）を寄贈しました。



中山中学校にて

古川中学校にて

地域とともに未来へつなぐ
サステナブルフューチャー

企業支援

DXセミナー

DXセミナーおよび展示会を開催し、117名の皆さまにご参加いただきました。

セミナー登壇企業

- ・株式会社電算システム
- ・西日本電信電話株式会社（NTT西日本）
- ・株式会社日立システムズ 順不同

展示会出展企業

- ・株式会社電算システム
- ・西日本電信電話株式会社（NTT西日本）
- ・株式会社日立システムズ
- ・グローリー株式会社 順不同



ひだしん

お客さま謝恩コンサート



6年ぶりに開催した謝恩コンサートでは、演歌歌手の島津重矢さんをお招きし、昼・夜の部あわせて約2,400名のお客さまが来場されました。ヒット曲「帰らんちゃよか」や新曲「おてんとさま」をはじめ、国内外ヒット曲のカバーを含む24曲を披露していただきました。

創立70周年 感謝の会



第70期通常総代会の後、創立70周年を記念した感謝の会を開催し、飛驒地域や当組合の発展にご尽力いただいた方々へ、表彰状・感謝状を授与いたしました。

創立70周年 全体会議

未来の環境や社会の変化に対応できるサステナブルな金融機関として、地域とともに未来へつなぐプロジェクトに取り組む基本戦略を、全体会議により意志統一を図りました。



役職員旅行

北海道・東京・大阪の3コースから各自が行き先を選び、職員間のコミュニケーションを図りました。



ひだしんトピックス

ひだしのこの1年の活動をご紹介します



信用組合
イメージキャラクター
桜井日奈子



01 高山市・飛騨市の 社会福祉協議会へ 寄付金を贈呈

電子地域通貨「さるぼコイン」では、年間チャージ額に一定率を乗じた相当額を毎年寄付しています。
令和6年度は、高山市・飛騨市の子育て支援事業に役立てていただくため、総額70万円の寄付金を贈呈しました。

さるぼ
コイン



03 「しんくみ公式 チャンネル」にて 動画公開

さるぼコインに関する取り組みを紹介する動画が公開されました。



02 飛騨市まるごと 大売り出し — 令和7年版 —

飛騨市の消費喚起施策に「さるぼコイン」を活用していただき、ご利用金額の20%をポイント還元しました。

06 健康経営優良法人 2025認定

昨年に引き続き中小規模法人部門で認定を受けました。



03 第8回社会人ゴルフ大会

89名、25チームの皆さまにご参加いただき、たいへん賑やかなゴルフ大会となりました。



02 ひだしん年金旅行

170名の会員さまにご参加いただき、歴代優勝者による「チャンピオンシップ大会」も併せて開催しました。
また、メディアでも活躍中のPGA公認A級ティーチングプロ関雅史氏をお招きしたトークショーでは、会員さまのクラブセッティング解説や質問コーナーなど、大いに盛り上がるイベントとなりました。



04 ひだしん DX戦略策定

DX推進体制の強化により、組合内の業務改善に加え、デジタル人材の育成を通じた企業価値の向上や、地域の課題解決に注力することを目的として策定しました。



05 「DX認定事業者」 の認定を取得

経済産業省より、信用組合では全国で初となる認定を取得しました。



ひだしん

01 ひだしん会 春季ゴルフコンペ

企業支援

01 ビジネスマナー 研修

91名の新社会人の皆さまに、報告・連絡・相談の重要性の他、言葉遣いや名刺交換など、ビジネスにおける基本的なマナーを実践的に学んでいただきました。



講師：株式会社Famy 代表取締役
井関 文代 様

03 ひだしん会

第121回
講演会
池上 彰 先生
(ジャーナリスト)



第122回
女性セミナー
IKKO 先生
(美容家)



第123回
新春講演会
野口 健 先生
(アルビニスト)



第52回
興梠 一郎 先生
(現代中国研究者・
神田外国語大学教授)



第53回
梶谷 通穂 先生
(ニュービジネス
コンサルタント
株式会社社長)



02 ひだしん青年部会 勉強会

社会活動
地域貢献

01 ちよけらまいか 2024 大阪装盆踊り大会

24名の職員がジブリのキャラクターに仮装し、パフォーマンスを披露。
「熱演賞」を授賞しました。
主催：飛騨高山サマーフェスティバル
推進協議会



02 金融教室を開催

総合的な学習の一環として、お金の役割や地域内で貢献している「さるぼコイン」について、日枝中学校1年生を対象に講義しました。
また、グローバル・マネー・ウィークには、金融リテラシー向上を目的とした金融教室を、高山西高等学校2年生を対象に開催しました。



04 第14回 ひだしんカップ

飛騨古川ふれあい広場にて、飛騨地域の小学生サッカーチーム24チームが優勝を目指して熱戦を繰り広げました。



05 一般社団法人 高山市文化協会へ 寄付金を贈呈

同協会が推進する文化の普及および向上に関する活動を支援し、高山市の文化事業の充実と発展に寄与することを目的として、50万円の寄付金を贈呈しました。



03 飛騨・高山ふるさと預金

例年、「飛騨・高山ふるさと預金」の年間平均残高に一定率を乗じた相当額を、地域振興・環境保全等へ寄付しています。
令和6年度は、高山市・飛騨市の子育て支援を目的に、両市の「子育て支援センター」へ寄付金を贈呈しました。



06 飛騨高山 ブラックブルズ 岐阜

地元で活躍する女子ハンドボールチーム「飛騨高山ブラックブルズ」をスポンサーとして支援しています。



BizCon.HIDA (ビズコンヒダ) の取り組み

概要

① 動機(経緯)

地域の事業者に対する各種相談対応やコンサルテーションを行う窓口は、商工会議所や商工会等の経済団体及び行政、そして各金融機関と複数存在する状況であり、またそれぞれが対応可能な相談内容に差異があることから、事業者にとっては『どこに相談すればよいか』が分かりづらい状況が存在していた。

② 概要

【提供サービス】

- 売上拡大サポート ● 経営サポート ● 起業・創業サポート ● 事業承継サポート ● 資金サポート
- 情報発信 ● 専門家派遣の実施

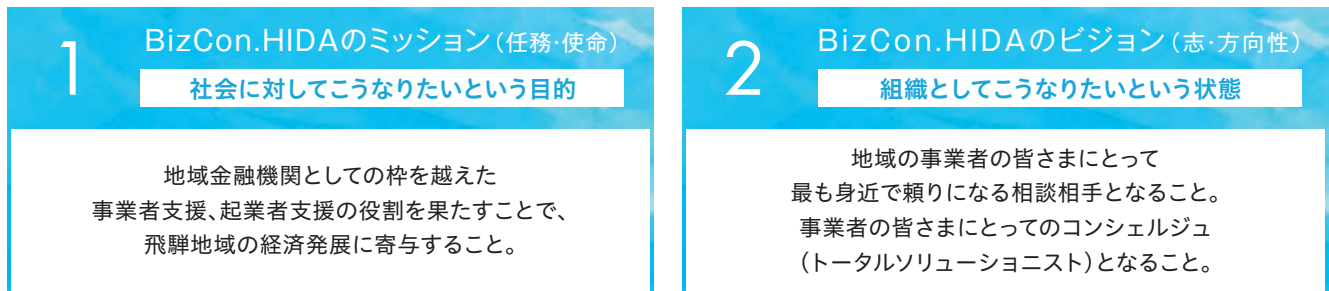
③ 成果

- 課題の解決(資金調達の達成、売上の増加)による経営改善。
- 補助金を始め各種行政施策の情報獲得。
- 相談窓口の一本化による利便性の向上及び課題解決までの時間短縮。
- 取引先との関係深耕が図れ、また取引先の事業に対する理解が深まった。

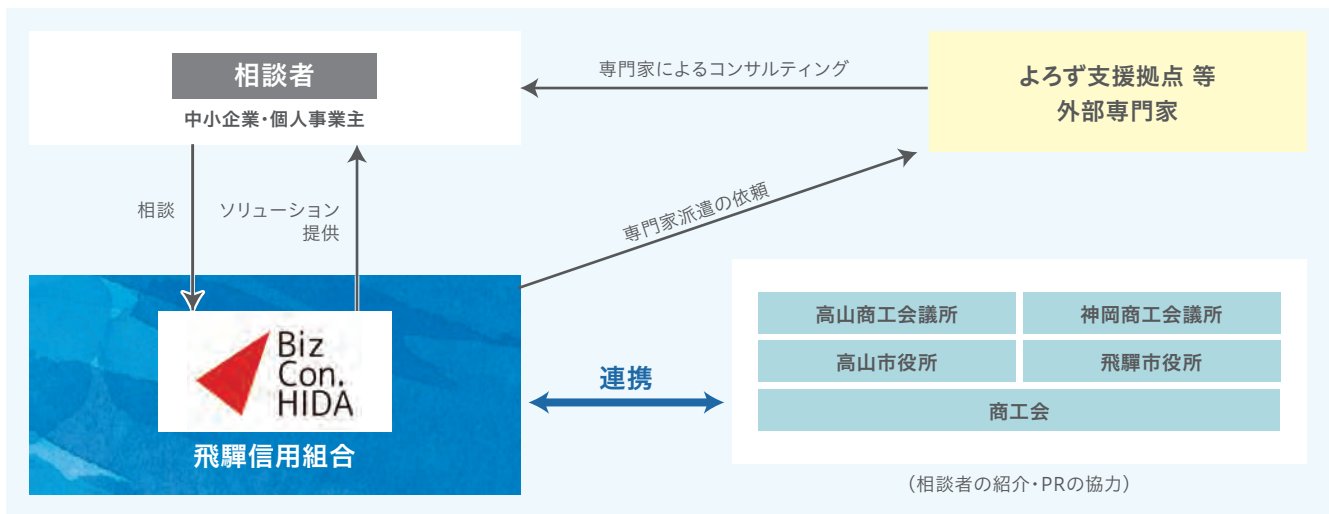
④ 今後の展望

当該取り組みを通じ、コンサルティング機能をさらに強化し、他金融機関との差別化を図るとともに、地域の事業者との関係をより深化させることにより、地域から『選ばれる金融機関』となることを目指しております。

理念



スキーム図



啓発活動

BizCon.HIDAでは事業者支援の一環として様々なセミナーや勉強会を開催しています。外部機関とも連携し、経営手法や人材ニーズなど役立つテーマのセミナーを企画・実施することで、取引先企業の課題解決を支援しています。



地域の会計事務所と連携し、外部講師を招いて経営手法・戦略を学ぶ勉強会を開催しました。



副業・兼業人材の活用について理解を深めるため、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点と共同開催のセミナーを実施しました。

クラウドファンディング飛騨・高山の取り組み

① 動機(経緯)

既存の資金供給メニューではフォローができなかったイベント開催費用、新規事業費用等の受け皿としてお客さまの様々なニーズにお応えすることを目的として導入しました。

② 概要

株式会社CAMPFIREおよび株式会社マクアケと業務提携し、飛騨地域に特化した購入型クラウドファンディングのサポート体制を整えています。

③ 成果(効果)

【クラウドファンディング飛騨・高山の成果】

令和7年3月末までに118プロジェクトのファンディングをサポート。
累計支援額292,289,842円、支援者数23,623人。

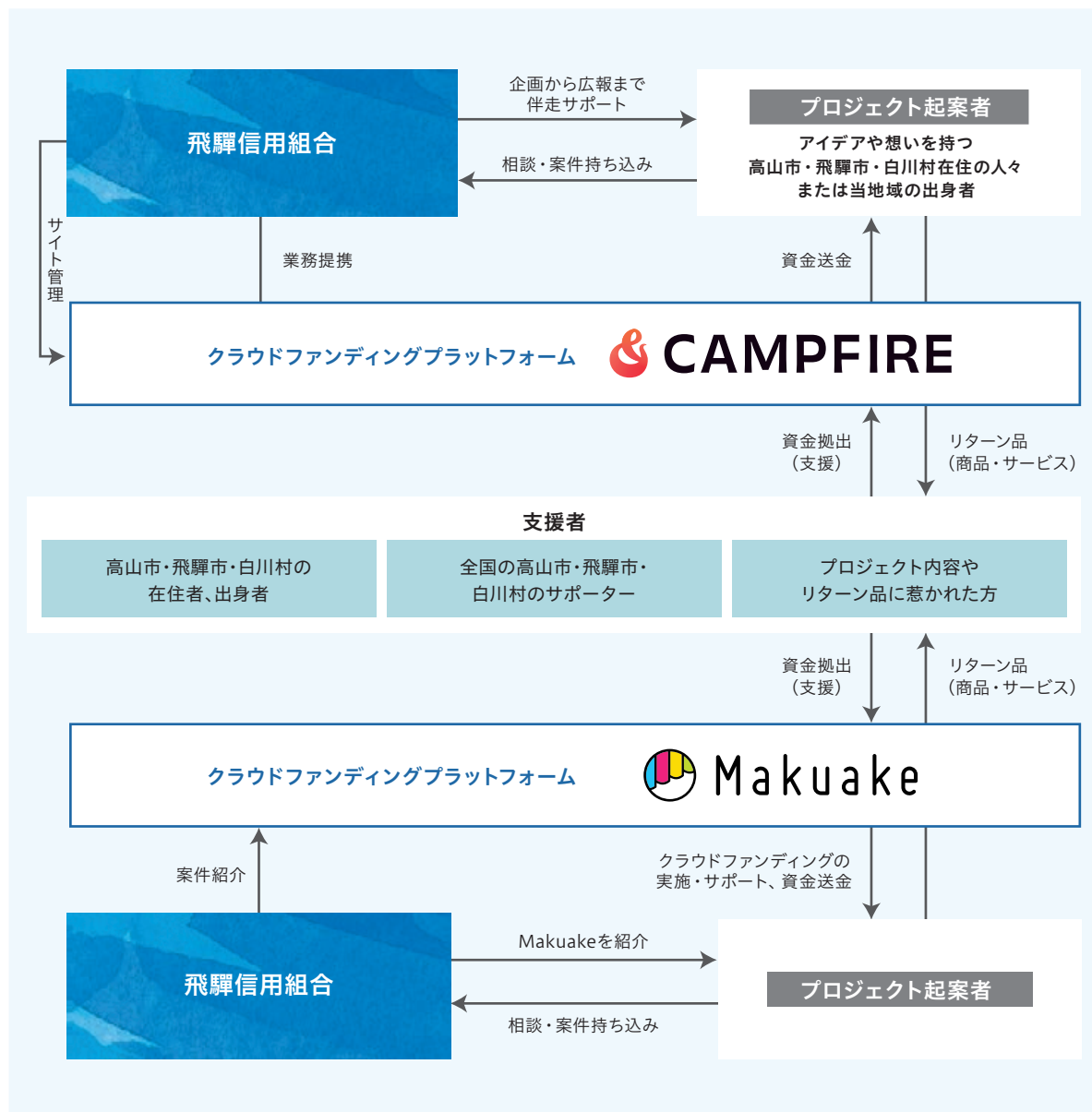
【当組合の成果】

地域法人・個人のプロジェクトを支援することによってお客さまとの関係性がより強固となり、新規融資、さるぼぼコイン加盟店の登録などの付帯取引増加に繋がっています。

④ 今後の展望

クラウドファンディングの市場が拡大していく中で、お客さまが検討される地域資源を活かした新商品・新サービスをより確実に全国へと届けていくために、融資等の金融取引とも連動した総合的な支援を提供いたします。

クラウドファンディング飛騨・高山スキーム図



「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や思い切った事業展開を躊躇させたり、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在します。

このような課題の解決に向け、経営者保証に依存しない融資慣行を更に加速させるため、令和4年12月に「経営者保証改革プログラム」が策定・公表されました。

当組合ではこれまでも「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促進し、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応してまいりましたが、「経営者保証改革プログラム」の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証の必要性を十分に検討し適切に対応する体制を強化しています。お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況の把握に努め、経営者保証を提供いただく場合は、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」に関する当組合の取り組み方針

1 お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の上乗せ、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約、ABLなどの代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等について説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3 お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	365件	375件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.10%	38.62%
保証契約を解除した件数	36件	54件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	1件	0件

「飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号」、「飛騨・高山サステナブルファンド」について

当組合は、地域経済の活性化を目的とする「飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合（以下、「結ファンド2号」）」および、地域経済の活性化と事業承継の支援を目的とする「飛騨・高山サステナブルファンド投資事業有限責任組合（以下、「サステナブルファンド」）」を運営しております。

両ファンドは、ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社および、ルネッサンスキャピタル株式会社を無限責任組合員（ファンド業務運営者）としており、投資を通じて地域経済の活性化と持続可能な発展に貢献していきます。

結ファンド2号スキーム図



結ファンド2号の概要は以下の通りです。

名称	飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号 投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組員構成	飛騨信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社
設立日	平成28年6月10日
業務運営者	ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社

（令和7年3月31日現在）

サステナブルファンドスキーム図



サステナブルファンドの概要は以下の通りです。

名称	飛騨・高山サステナブルファンド 投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組員構成	飛騨信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社
設立日	令和6年1月22日
業務運営者	ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社

（令和7年3月31日現在）

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

「金融仲介機能のベンチマーク」にかかる実績の開示をディスクロージャー誌やHPを通じて行いました。その他、地域密着型金融に関する活動や各種CSRに関する活動を「ふれあい通信」等を通じ地域に情報発信しました。

令和6年度
ふれあい通信発行数

12部

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

インターンシップを活用した取り組みに積極的に参加するとともに、地域内への就職者増加に向けて企業間での連携を行いました。
また、岐阜県プロフェッショナル人材戦略サテライト拠点としての機能を活かし、人材ニーズの発掘に努め地域企業の中核人材の採用活動を支援しました。

3 令和7年度 地域密着型金融の取り組み方針

1 事業者に対するコンサルティング機能の発揮

金融仲介機能の発揮 【事業者の事業継続 および 成長のための資金繰り支援】	事業者に伴走型で寄り添い、企業の事業継続や成長・発展、価値向上のために、適正な資金供給を行います。
	事業者の資金繰りをきめ細かく把握し、増大する既往債務の返済に窮している企業の条件変更の相談に、迅速かつ柔軟に対応します。
金融仲介機能の強化	公的支援施策等の情報を的確に提供し、施策等の有効活用により顧客企業の経営改善を支援します。
	【日常的な関係強化の姿勢】 事業者への積極的なモニタリングを通じ、早期の経営課題の把握に努めるとともに、その解決に真摯に取り組み、継続的かつ良好な信頼関係の構築を図ります。
	【目利き能力の発揮】 経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、一律的・機械的に経営者保証に頼ることなく、事業者の状況に応じてその必要性を十分に検討します。 事業者の強みを理解し、新たな事業分野等に取り組む企業を支援します。
	【外部専門家・外部機関との連携】 外部専門家・外部機関との連携を強化し、経営課題の解決に最適なソリューションを提供します。

2 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

地域経済活性化につながる取り組み	電子地域通貨「さるぼぼコイン」の機能強化と活用方法の周知により地域課題を解決するとともに、地域のDX推進をサポートし、地域の持続可能な未来を創造していきます。
	ふるさと納税制度を活用したふるさと納税ポイントを流通させることにより、観光客入込数の増加、地域外住民の域内消費の増加、自治体の税収増加につながる地域事業者支援を行います。
	クラウドファンディングやビジネスマッチングにより、販路拡大や新分野にチャレンジするお客さまを支援します。
	地元企業や団体と連携し、事業者支援につながる地域内イベントや企画を実行します。
CSR活動等の 地域活性化事業への参画	M&Aを含めた積極的な事業承継支援を通じ、地域経済の維持・発展に努めます。
	行政や各種経済団体と連携し、地域観光事業推進に協力するほか、キャッシュレス決済の普及など、高付加価値な観光地づくり推進の各種施策を進めます。
	スポーツ振興や文化振興へ積極的に参画し、地域活性化に貢献します。

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域密着型金融に関する 取組情報の発信	ホームページやディスクロージャー誌を通じ、地域密着型金融の取組実績を積極的に開示します。 「金融仲介機能のベンチマーク」に関する実績を公表します。
地域活性化につながる 情報発信	広報誌「ふれあい通信」や電子メール「Synergy!」、Facebook、Instagram、YouTube「ひだしんさるぼぼチャンネル」などのSNSを通じ当組合の取り組みを配信します。 地域メディアやアプリの通知を通じ、地域イベントの広報、お得な金融情報や新商品の情報に加え、中小企業支援策等の情報を積極的に案内します。

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

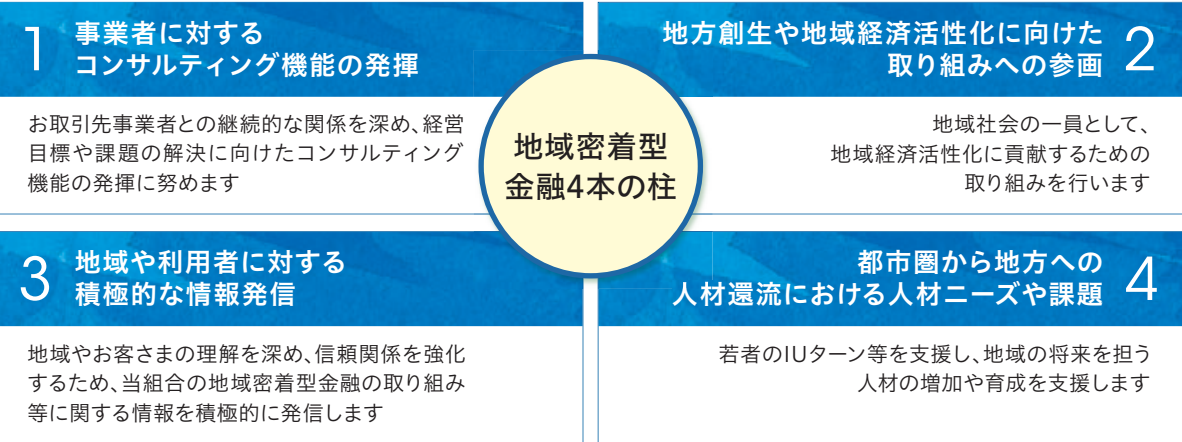
都市部の人材の有効活用	地域内企業の人材不足解消のため、地域外に進学した学生や就業経験のある地元出身者等の人材の採用を支援します。 都市部の大手企業などで副業・兼業が解禁されていることを踏まえ、専門スキルを有し即戦力となるミドル社員の地域内企業への就業を促進します。
-------------	--

地域密着型金融について

1 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進は、地域に根ざし、そして地域と共に歩む信用組合のあるべき姿であり、当組合は厳しい経済情勢にあっても、円滑な金融支援をはじめ地域金融機関としての役割を誠実に果たすことが、最大の地域貢献であると考えています。
当組合では、以下の4つの分野を柱とした取組施策を掲げ、地域密着型金融の推進に努めております。

● 地域密着型金融イメージ

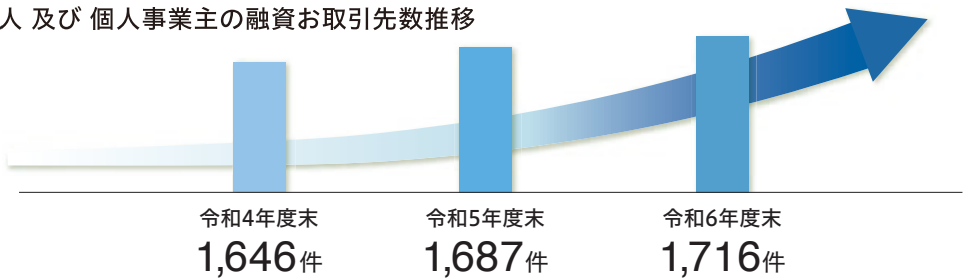


2 令和6年度 地域密着型金融活動実績の概要

1 事業者に対するコンサルティング機能の発揮

コロナ禍以降も資材高騰等の影響を受けたお取引先事業者の資金確保と事業継続を支援するため、伴走支援型制度をはじめとした新規融資実行により、積極的に資金供給を行いました。また資金繰り安定化のための条件変更の申し出に対して柔軟かつ迅速に対応し、お取引先事業者の持続的な事業運営を支援しました。
新分野への展開による事業再構築を図る企業に対しては、補助金の申請支援および経営課題の解決支援等の金融仲介機能を発揮した取り組みを行いました。

● 法人 及び 個人事業主の融資お取引先数推移



2 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

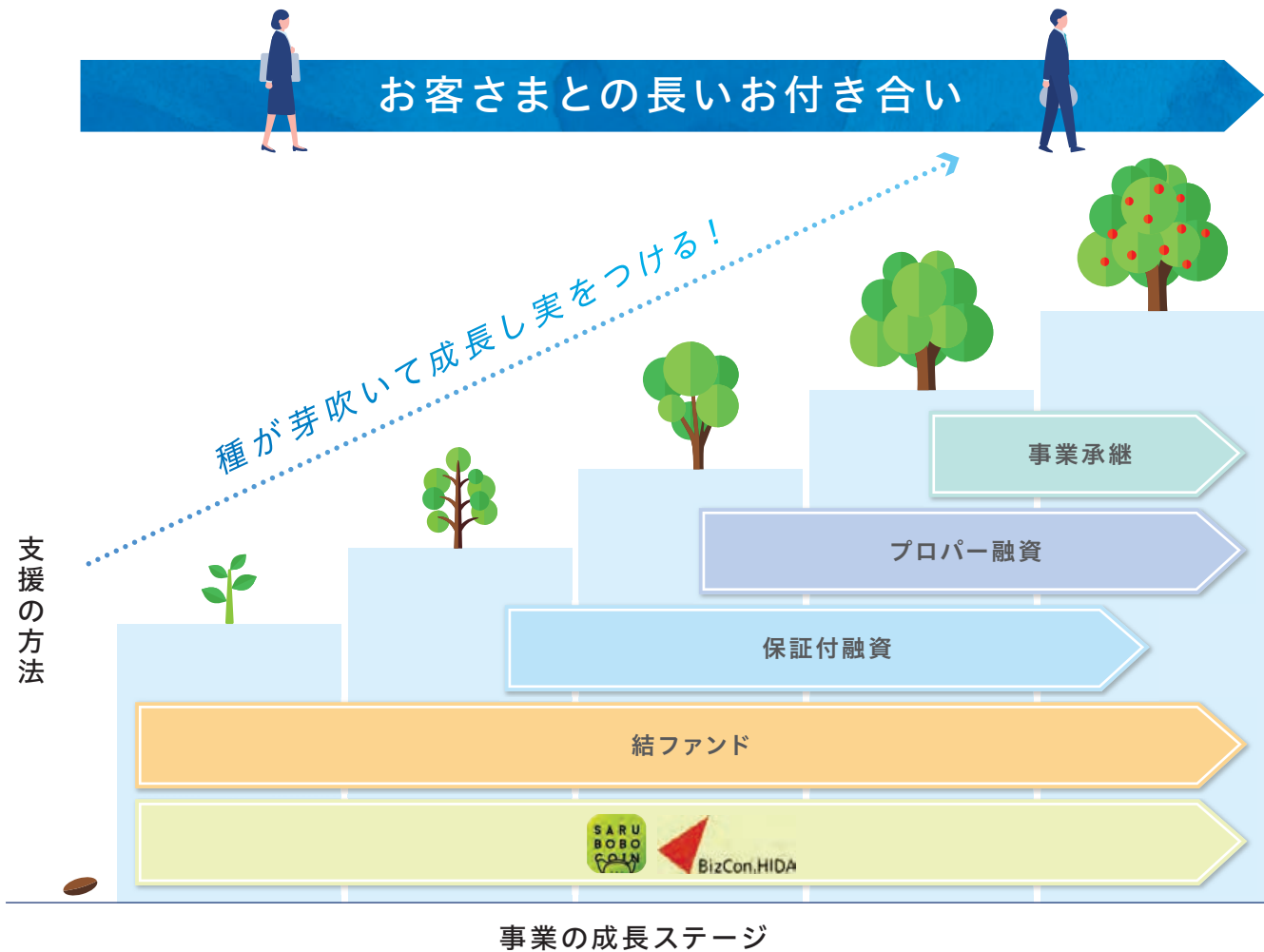
電子地域通貨「さるぼぼコイン」は、ふるさと納税における寄付額の増加と加盟店の拡大を着実に推進しました。また、物価高騰に対応して実施した「飛騨市まるごと大売出し（令和7年版）」は、ポイント還元によって市民生活と事業活動を支援し、消費を喚起。さらに、「飛騨市子育て世帯応援ポイント」の交付は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに地域内消費を促進しました。これらの取り組みを通じ、さるぼぼコインは地方創生と地域経済の活性化に貢献し、地域のデジタルプラットフォームとして一層定着しました。その他、クラウドファンディングの支援や各種CSR活動へも積極的に参画するなど、多角的な視点から地域の活性化に取り組んでおります。

(令和7年3月31日現在)

さるぼぼコイン ユーザー数	さるぼぼコイン 加盟店数	さるぼぼコイン 累計決済金額	令和6年度 クラウドファンディングサポート
34,026名	2,063店舗	約129億円	6件(募集金額 約5百万円)

地域密着型金融と金融仲介機能のベンチマークの活用について

当組合ではコンサルティング機能の発揮、地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画、地域や利用者に対する積極的な情報発信を通じ、事業者の経営支援や地域の活性化に貢献していくことが社会的責任と考えております。「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し客観的自己評価を行うことにより、コンサルティング機能の更なる向上に努めるとともに、事業者のニーズや課題を把握し、外部専門機関との連携による実効性の高い経営支援に取り組んでまいります。



お取引事業者に対する経営支援・コンサルティング機能の発揮

(基準日:令和7年3月31日)

ライフステージに応じた取引先企業の支援を行っています。地域の中小企業は、地域社会・地域経済を支える柱として重要な役割を担っています。当組合は、ライフステージに応じた経営支援に積極的に関わり、地域発展に貢献してまいります。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

	全与信先	判定可能先				
		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,644先	75先	623先	11先	5先	116先
ライフステージ別の与信残高	591億円	19億円	187億円	2億円	2億円	62億円

☑ 令和5年度と比較し、成長先が増加する一方で再生先も増加しており、事業者の業績回復度合いが二極化している結果となっています。

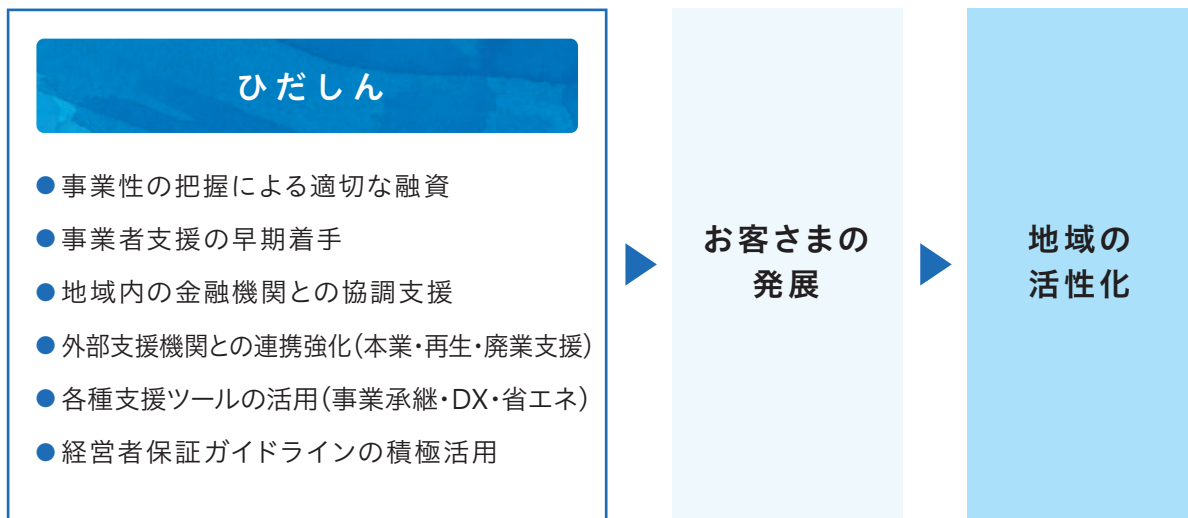
基本方針

当組合は、地域の経済と社会の成長と共に発展する地域に根差した金融機関であることが信用組合の存在意義との認識のもと、地域の中小企業、個人事業主ならびに地域住民に対する金融支援を通じて、地域経済の安定と活性化を担う役割を果たすべく考えています。

飛騨地域を取り巻く経済環境は、観光業を中心に活況を呈している一方で、人口減少、後継者問題などを要因としたマーケットの縮小に加え、原材料価格やエネルギーコストの高騰、デジタル化や脱炭素への対応など、様々な問題や課題が生じており、非常に厳しい経営環境となっています。

そのような中で、地域の発展に貢献していくため、行政、支援機関、各種団体との協力体制の構築を図ると共に、当組合の独自性を更に発揮、進化させ、「その取り組みは地域・お客さまのためになるかどうか」を最大の基本方針とし、様々な事業者支援手法を用いて、地域の発展に貢献していくこととしております。

「お客さまのためになるかどうか判断基準」



金融仲介機能のベンチマークとは

金融機関の金融仲介機能(融資業務・コンサルティング業務など)に関して、金融機関の自己点検・評価、お客さまへの自主的開示、監督当局との対話の実施を目的とした、金融機関が採るべき指標です。

共通ベンチマーク	選択ベンチマーク	独自ベンチマーク
全金融機関が金融仲介機能の取り組みの進捗状況や課題等を評価するための指標	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標	金融仲介の取り組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に、金融機関が独自で設定できる指標

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

地元の中小企業与信先のうち、 無担保与信先及び 無担保融資額の割合		地元の中小企業与信先のうち、 根抵当権を設定していない 与信先割合		令和6年度新規融資件数の内、 経営者保証に関する ガイドライン活用件数及び割合	
866先	25.2%	60.9%		375件	38.6%

☑担保・保証依存の融資体制からの転換を目的に、「経営者保証ガイドライン」の活用を含め、担保・保証に過度に依存しない事業性評価融資を適切に推進してまいります。

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

外部専門家を活用して本業支援を行った先
78先

☑様々な外部支援機関との連携強化を図るとともに、当組合内のコンサルティングチーム「BizCon.HIDA」にて積極的な本業支援を行っています。

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

BizCon.HIDA相談件数
186件

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

運転資金に占める短期資金の割合
24.6%

☑お客さまへの面談を通じ、事業サイクル、資金循環を適切に捉え、顧客ニーズに合致した資金提供を行うため、運転資金に対する短期資金融資を積極的に推進しています。

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

地域通貨(さるぼぼコイン)加盟店数
2,063店舗

☑地域通貨の導入を通じ、地域としての課題解決に取り組んでいます。

低迷期・再生期

(基準日:令和7年3月31日)

取引先企業と経営上の問題点、課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案を実施しています。また、「岐阜県中小企業活性化協議会」「岐阜県よろず支援拠点」、「税理士事務所」と連携して、お取引先の経営改善支援、再生支援に積極的に取り組んでいます。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の 経営改善計画の進捗状況	96先	2先	28先	66先

☑中小事業者からの条件変更の申出に対しては、柔軟な対応を実施しています。

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

岐阜県中小企業活性化協議会REVIC利用先数
5先

☑飛騨地域は人口減少と併せ、中小事業者数の減少も課題となっています。その課題解決に向けて、外部機関との連携を活用し、積極的な経営改善支援や再生支援を実施しています。

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

税理士事務所との連携による 「早期経営改善計画策定支援」等支援先数
5先

創業期

(基準日:令和7年3月31日)

地域経済の持続的発展に向けた取り組みとして、創業期の企業への円滑な資金供給に加え、事業計画策定支援、クラウドファンディングの活用に取り組んでいます。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が関与した創業件数・ 二次創業件数
42件

☑岐阜県下でも飛騨地域は創業が活発な地域であり、創業案件は増加傾向にあります。当組合は創業に関わる支援を引き続き積極的に行ってまいります。

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

クラウドファンディングの プロジェクト件数	補助金相談・ 支援相談先数
6プロジェクト	27先

☑創業に係る新たなソリューションとして、CAMPFIREや飛騨・高山さるぼぼ結ファンドなどを通じたクラウドファンディング、ファンド事業を展開し、補助金相談、補助事業計画策定支援なども積極的に推進しています。

成長期・安定期

(基準日:令和7年3月31日)

取引先企業の事業内容を十分に理解し、担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業性評価を重視した融資や、BizCon.HIDAを活用したコンサルティング機能を発揮した企業の経営改善、生産性向上、成長力強化等の支援に取り組んでいます。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合がメインバンク (融資残高1位)である 取引先数・融資残高		左記のうち、 経営指標等が 改善した取引先数	左記のうち、 経営指標等が改善した 取引先の融資残高
1,255先	561億円	713先	255億円

☑メイン取引先の内、経営指標等が改善した取引先は57%となり、その割合は増加傾向にあります。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が事業性評価に基づく融資を行っている 与信先数及び融資額	左記計数の全与信先数及び当該与信先の 融資残高に占める割合	
811先	488億円	49.3%
		82.6%

コンプライアンス体制について

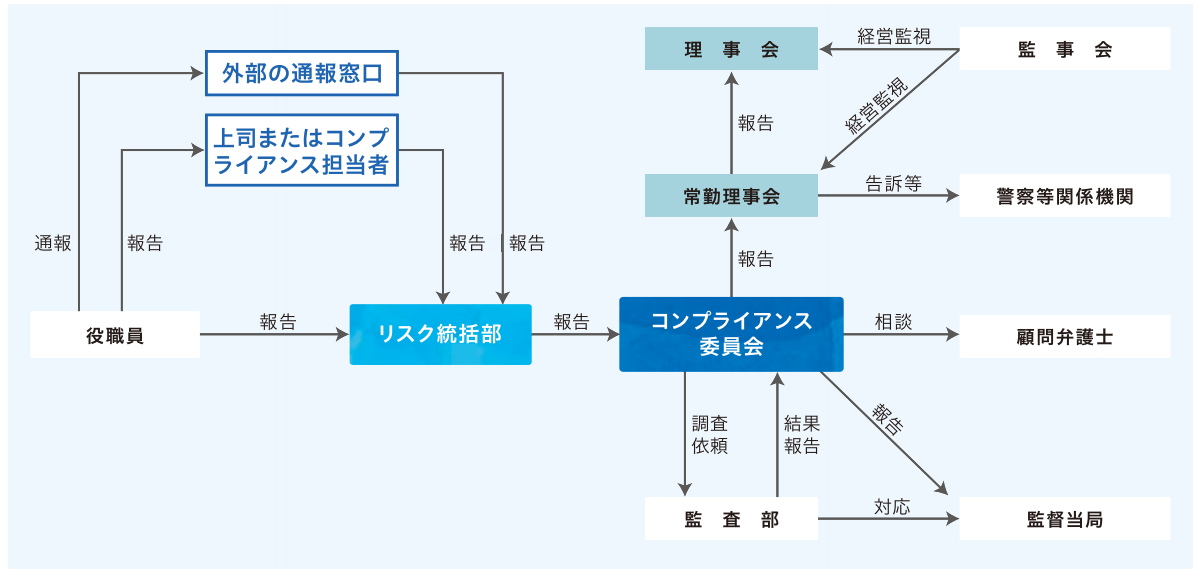
当組合では、金融機関としての社会的使命のほか、コンプライアンス体制の確立を経営の根幹をなす重要課題として位置づけ、中小企業等協同組合法や金融商品取引法をはじめとする関連法令の遵守はもとより、反社会的勢力の排除や、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策(以下「マネロン等対策」)等にも積極的に取り組んでおります。

特にマネロン等対策については、経営戦略等における重要課題の1つとして位置づけ、「マネロン等対策に関するガイドライン」に定める「3つの防衛線」の強化等を図るべく、役員員に対する定期的な研修の実施や資格取得等を奨励しております。

また、各店舗から専門性等を有する職員を選の「マネロン等対策プロジェクトチーム」を結成し、その統括責任者に担当理事を配置するなど、経営陣の主導的な関与の下、組織横断的な枠組みの構築や戦略的な人材確保・教育・資源配分等を図り、当該対応の高度化や、その有効性・実効性の確保等に努めております。

●コンプライアンスに対する
役員員の行動規範と責任

- 1 当組合の社会的使命・公共性を自覚し、業務に努めます。
- 2 各種法令・規則等を遵守します。
- 3 社会・顧客の信頼を得ることに努めます。
- 4 経営の透明性を確保します。
- 5 反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応します。



本店営業部



古川支店



神岡支店



七日町支店



山王支店



けやき通り支店



中山支店



松泰寺支店



国府支店



東山支店



城山支店



西古川支店



石浦支店



西高校前支店



三福寺支店



丹生川出張所

●店舗外ATM

店名	住所	電話番号
本店営業部	高山市花岡町1丁目13番地1	0577-32-1080
古川支店	飛騨市古川町金森町10番16号	0577-73-2621
神岡支店	飛騨市神岡町船津933番地1	0578-82-1080
七日町支店	高山市七日町3丁目123番地2	0577-32-1091
山王支店	高山市森下町1丁目53番地6	0577-33-0855
けやき通り支店	高山市昭和町2丁目153番地9	0577-32-1935
中山支店	高山市下岡本町3078番地	0577-34-3553
松泰寺支店	高山市西之一色町1丁目88番地1	0577-34-6205
国府支店	高山市国府町広瀬町1038番地32	0577-72-2236
東山支店	高山市松之木町283番地1 (駿河屋エブリ東山店内)	0577-33-0648
城山支店	高山市吹屋町66番地	0577-35-1135
西古川支店	飛騨市古川町栄2丁目1番1号	0577-73-6877
石浦支店	高山市石浦町5丁目396番地	0577-36-2002
西高校前支店	高山市下林町910番地1	0577-35-5355
三福寺支店	高山市三福寺町375番地1	0577-37-1331
丹生川出張所	高山市丹生川町坊方2000番地 (高山市役所丹生川支所1階)	0577-78-2701
事務センター	高山市石浦町7丁目438番地	0577-34-6135
本部	高山市花岡町1丁目13番地1	0577-32-4411

地域	サービスコーナー
高山市内	・本町サテライト ・高山市役所 ・ルビットタウン高山 ・グロブナータウン ・スーパーさとう桐生店 ・桐生 ・フレスポ飛騨高山 ・松原(ファミリーマート松原) ・ラクール飛騨高山 ・ファミリーマート江名子店 ・スーパーさとう石浦店
飛騨市内	・丹生川 ・スーパーさとう三福寺店 ・駿河屋アスモ店 ★高山短期大学 ★ピュア高山店 ★国府リバーサイド ・飛騨市役所 ★バロー神岡店 ・ハッピータウン ・コメリ神岡店

★セブン銀行共同ATMとなっております。



事務センター

顧客保護等管理方針

1 お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下「お客さま」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、以てお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2 お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3 お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、以て当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4 お客さまの情報管理について

- (1)当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2)当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保障措置を講じます。

5 当組合の業務を外部委託する場合における
お客さま情報の取扱いや
お客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

リスク管理体制について

リスク管理方針

金融市場を取り巻く環境が大きく変化する中、金融業務におけるリスクは多様化・複雑化していることから、こうした様々なリスクを的確に認識し、管理することが重要となります。

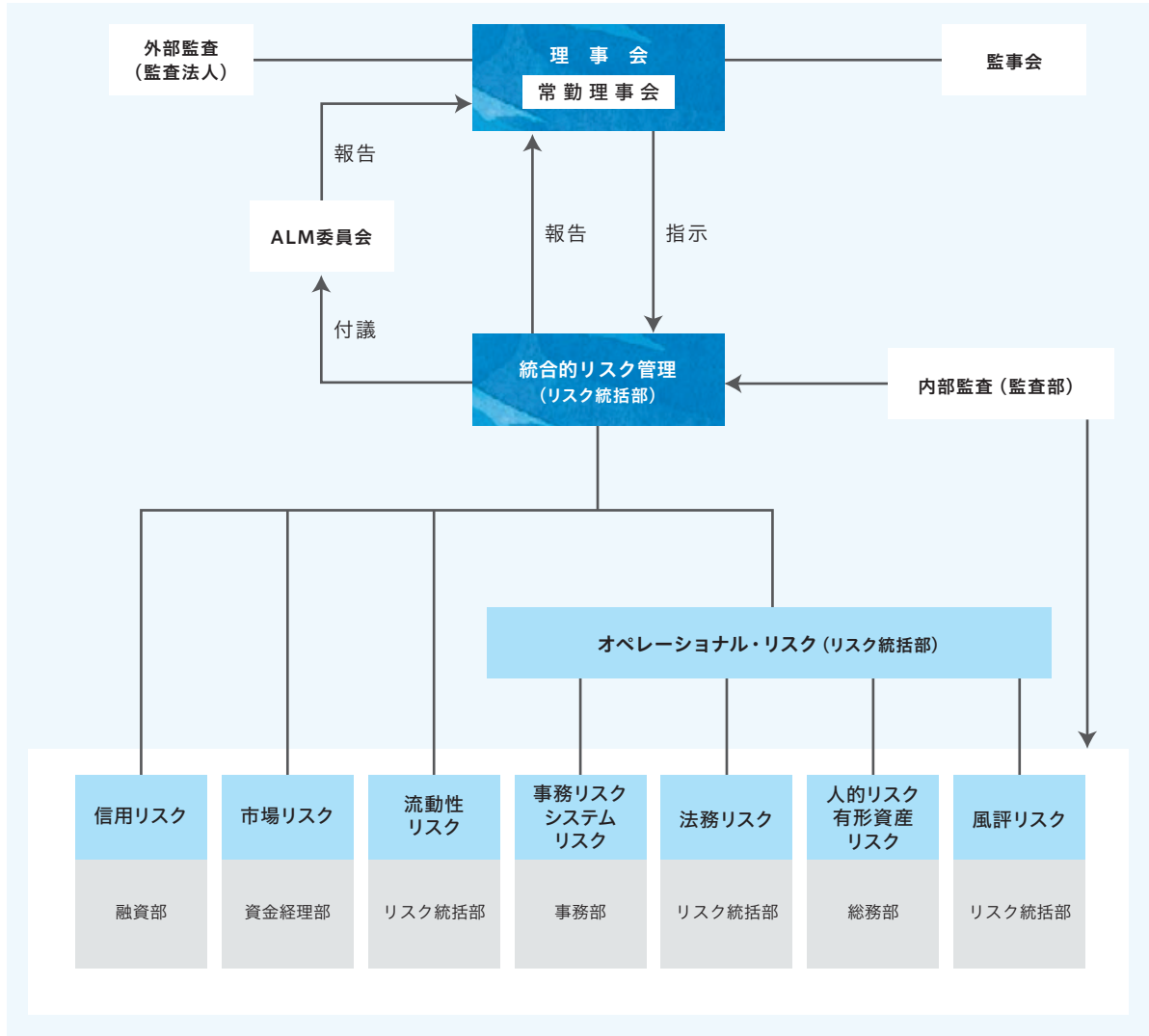
当組合では、業務遂行において発生する様々なリスクを把握し、適切にコントロールするため、経営陣主導の下、リスク統括部を中心にリスクカテゴリーごとのリスク量計測とモニタリング等を行い、統合的なリスク管理に取り組んでおります。

具体的には、経営体力に照らして許容できるリスク量を算出の上、リスクカテゴリーごとに自己資本を配賦し、その範囲内でリスクテイクするよう、適切なリスク管理を行っております。

また、ストレステストを併用し、不測の事態に備えたシミュレーションを行うなど、様々な観点からリスクを把握・管理し、その高度化に努めております。

なお、その他リスクについては、その顕在化（発生）を最小限にとどめることを目的として適切な管理に努めるとともに、万一の場合に備え「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」を策定しております。

● リスク管理体制図



各種リスクと取り組み内容

● 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（貸出先、保有有価証券の発行体など）の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。
当組合では、信用リスク管理にあたり、信用格付・自己査定・与信ポートフォリオの状況を踏まえて、与信取引に係る信用リスクを把握し、過度な信用リスクの発生や集中の防止に努めています。
また、過度な信用リスクを排除するため、「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」に定められた審査方針に従うとともに、信用リスクの分散を図るため特定の業種・特定の個別取引先への過度な与信集中の回避に努めています。

● 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。
当組合では、有価証券運用について、「有価証券運用基準」を定め、余資運用の基軸として長期的に安定した収益を確保するため、安全性および流動性並びにパーゼルⅢを十分考慮するとともに、金融商品会計基準による保有有価証券時価の変動が組合の財務内容に与える影響を把握・管理の上、常にポートフォリオの改善に努め、所有期間利回りを重視し、バランスのとれた運用に努めています。
また、余資運用については、「余資運用基準」を定め、資産の流動性および健全性が確保される範囲内で収益性を高め、かつ各種リスクおよびパーゼルⅢに留意し適切な管理に努めています。
なお、外部環境の大幅な変化を想定したストレス・テストを実施するとともに、市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保するため、バック・テストを実施しています。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。
当組合では、適正な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理に努めています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクです。

● 事務リスク

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。
当組合は、事務規程の整備や臨店監査、店内検査などにより、事務リスク発生の未然防止の措置を講じつつ、損失の最小化を図っております。また、事務ミス防止のための機械化や本部集中化などを積極的に進めています。

● 人的リスク

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・各種ハラスメント等により、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

● システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が被るリスクをいいます。
当組合は、信組共同センター（SKC）を利用していますが、システムの管理基準を定め、情報の保護・セキュリティの確保・システム管理等に努め、災害発生や万一のコンピューターの障害発生に備え「コンティンジェンシープラン」を定めています。
また、近年、更に脅威の高まりを見せるサイバーセキュリティ事案に対し、平時からの警戒態勢と事案発生時に迅速な対応を行えるよう、組合内に常設組織として「CSIRT：シーサート」を設置しております。

● 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、金融機関が保有する有形資産が毀損・損害を被るリスクをいいます。

● 法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失等による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により金融機関が損失・損害を被るリスクをいいます。

● 風評リスク

風評リスクとは、金融機関が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。
当組合では、風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、「お客様相談室」や各営業店にお寄せいただいたお客さまからの苦情や要望などに対しては、速やかに経営へ報告し、お客さまにご理解いただける対応に努めています。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、預金業務、融資業務などの業務^{※1}ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。

但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客さまにお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを特定の第三者^{※2}と共同利用しております。

但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとして

- (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員および当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5) 個人データを取扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7 お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。
- (4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
- なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

8 ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1
飛騨信用組合理事長 大原 誠

●お客様相談室 フリーダイヤル 0120-36-4501
平日 9:00～17:30
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

曜 日	受付時間	ご連絡先
平 日	9:00～17:00	お取引店
	0:00～9:00	しんくみATMセンター
	17:00～24:00	TEL 047-498-0151
土・日・祝日	0:00～24:00	

※各お取引店の電話番号は店舗一覧(P21)をご参照ください。

●キャッシュカードによる振込限度額の変更

1日当たりの振込限度額は、最高200万円までです。お客さまのお申し出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

●高齢者に対するキャッシュカードの振込制限

高齢者の預金を詐欺から保護するため、一定条件を満たした70歳以上のお客さまを対象とし、普通預金からATMで振り込みする場合の上限金額を1,000円までとさせていただきます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

●キャッシュカードの利用店の制限

お客さまが利用される特定の店舗のみに制限することができます。

●生体認証ICキャッシュカードの対応

当組合では、生体認証ICキャッシュカード対応ATMを設置しています。

●振込詐欺の防止

スマートフォンを操作しながらATMを利用する顧客を検知するAI監視カメラを設置しています。

お客さまの情報の管理

当組合を安心してご利用いただくため、当組合では「お客さまの情報の管理」を最も重要な事項の一つとして、「個人情報保護宣言」の公表や、情報の漏えいや紛失等の未然防止のための諸規程の整備・職員教育の継続的な取り組みなどにより、個人情報の適切な管理に努めております。

1 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- 2 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「行動綱領」及び「コンプライアンス管理規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。
- 3 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門であるリスク統括部コンプライアンス課で一元的に所管するとともにコンプライアンス委員会及び各部署にコンプライアンス担当者を設置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。
- 4 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合、所属部署の上司又はコンプライアンス担当者を介さず、直接コンプライアンス課に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 5 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- 1 「理事会規程」、「常勤理事会規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- 2 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧ができる。

3 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- 1 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理体制等を定めた「統合的リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- 2 リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理はリスク統括部リスク管理課で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- 3 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに組織・職制規程を制定する。
- 2 理事会において、中期事業計画及び各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 2 監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- 3 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命令し、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- 4 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
 - a. 理事会等で決議された事項
 - b. 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d. 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e. コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f. その他当組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項bからfに関する事項を発見した場合、監事に直接報告できる。
- 5 監事は常に理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。

内部統制基本方針

当組合は、左記の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めております。

当組合は、左記の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めております。

※1 「預金業務、融資業務などの業務」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/purpose.html>

※2 「特定の第三者」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/sharing.html>

カード(通帳・印鑑)紛失・盗難時の緊急連絡先

カード(通帳・印鑑)紛失・盗難等の被害に遭われた場合、直ちにお取引店または『しんくみATMセンター』までご連絡ください。また、最寄りの警察にも届け出てください。

キャッシュカード・ATMの犯罪防止対策

●類推されやすい暗証番号の使用防止

生年月日や電話番号など類推されやすい暗証番号を使用されているお客さまは、暗証番号の変更をお願いします。ATM操作により暗証番号が自由に変更できます。

●1日当たりのキャッシュカード引き出し限度額の設定

1日当たりの引き出し限度額は、最高200万円までですが、個人のお客さまにつきましては50万円を基本設定額としております。お客さまのお申し出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

●高齢者に対するキャッシュカードの引き出し制限

高齢者の預金を詐欺から保護するため、一定条件を満たした80歳以上のお客さまを対象とし、1日当たりの引き出し限度額を20万円までとさせていただきます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

苦情対応・紛争解決措置等の概要について

当組合は、以下のとおり、内部管理体制、管理方法等を整備してお客さまからの苦情、ご要望、ご相談等への適切な対応に取り組んでいます。

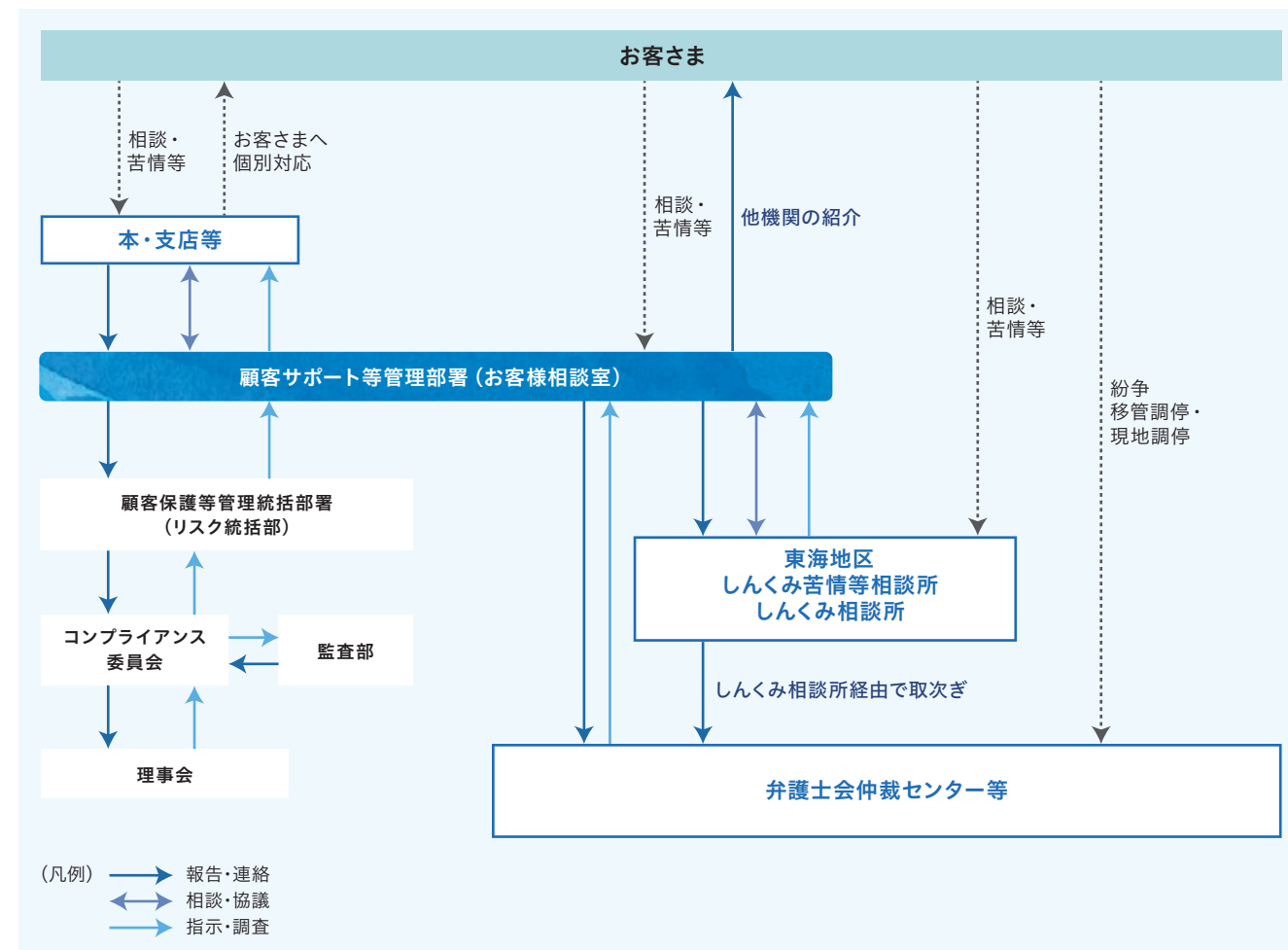
- ① お客さまからの苦情等については、本支店またはお客様相談室で承ります。
 - ② お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
 - ③ 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
 - ④ お客さまからの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
 - ⑤ 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
 - ⑥ 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、リスク統括部が一元的に管理します。
 - ⑦ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
 - ⑧ 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
 - ⑨ 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

※当組合では、お客さまの声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供することを経営理念の1つとして掲げております。そのためには、お客さまとの良好な関係の構築・維持と共に、職員等が心身ともに健康で安心して働ける環境の確保が必要不可欠と

※当組合では、お客さまの声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供することを経営理念の1つとして掲げております。
そのためには、お客さまとの良好な関係の構築・維持と共に、職員等が心身ともに健康で安心して働ける環境の確保が必要不可欠と考えております。

よって、「カスタマーハラスメントに対する当組合の基本方針」を制定し、ホームページに掲載しておりますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

● 苦情等受付・対応体制（令和7年4月1日現在）



当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「ひだしんお客様相談室」をお願いいたします。

ひだしん お客様相談室	住 所：岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1 フリーダイヤル：0120-36-4501 受付時間：9:00～ 17:30 （土日・祝日および金融機関の休日を除く） なお苦情等対応手續については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp
----------------	--

苦情等のお申し出は当組合のほか、東海地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください）。

名 称	東海地区しんくみ苦情等相談所（(社)東海信用組合協会）	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住 所	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金（祝日及び12月29日～1月3日を除く） 9:00～12:00 13:00～16:30	月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

下表に記載の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へ申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、岐阜県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して、解決に当たる。例えば、お客さまは、長野県弁護士会（や福井県弁護士会）の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	愛知県弁護士会 紛争解決センター	愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3	〒460-0001 愛知県名古屋市中区 三の丸 1-4-2	〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町 字道城ヶ入 34-10
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	052-203-1777	0564-54-9449
受付日 時 間	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～17:00	月～金 (あっせん、仲裁期日) 10:00～16:00	月～金 (あっせん、仲裁期日) 10:00～16:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

名 称	(一社)生命保険協会生命保険相談所	(一社)日本損害保険協会そんぽADRセンター
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808、03-4332-5241
受付時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:00～17:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:15～17:00

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等*を承りますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

総代会の決議事項等

令和7年6月18日開催の第71期通常総代会におきましては、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

報告事項	第71期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書報告の件		
決議事項	第1号議案	第71期剰余金処分案承認の件	
	第2号議案	第71期役員賞与支給の件	
	第3号議案	第72期事業計画および収支予算案承認の件	
	第4号議案	理事および監事の任期満了に伴う選挙の件	
	第5号議案	退任役員に対する退職慰労金贈呈の件	

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和7年7月1日現在)

選挙区	総代氏名				(敬称略)
高山地区 総代定数 81名 総代数 80名	荒井 祐介②	井口 大輔①	池田 三太郎⑦	伊藤 正隆③	
	井ノ下 雄志②	岩本 正樹③	井保呂 達行⑦	岩田 勇治⑤	
	大下 正幸⑥	小笠原 順彌⑩	小鳥 直彦④	加賀江 敏光⑩	
	柿下 孝⑨	笠城 茂①	北村 剛治⑤	北村 哲雄⑤	
	木戸脇 辰一①	木村 哲也⑥	黒川 宣彦⑩	桑ヶ谷 耕一⑩	
	剣田 廣喜③	小瀬 勇⑩	小邑 敬②	堺 和信④	
	坂之上 健一⑦	坂本 宣正②	佐藤 祐介②	島 良明②	
	嶋田 稔彦⑦	島ノ上 静夫⑦	清水 篤②	清水 幸平④	
	下島 恭平③	下田 徳彦①	下畑 了三④	關 ひろみ①	
	瀬木 孫八郎⑩	田川 耕一⑥	田口 靖剛⑥	田中 良平⑩	
	田中 知久⑥	谷口 欣也③	谷腰 康夫⑩	塚畑 伸一⑩	
	都竹 睦夫⑥	寺地 亮平③	直井 憲治⑩	中坪 政夫⑩	
	中村 幸博⑤	長瀬 米二郎④	西野 徹④	野戸 修⑥	
	萩ノ脇 義高⑨	兀尾 仁②	挾土 雅浩①	林 誠⑤	
	番場 清徳②	久金 はる美①	平野 和夫③	古川 文夫⑩	
	古橋 直彦④	細江 雅紀①	洞口 茂④	洞口 直樹①	
	堀尾 雅紀④	堀之上 琢弥①	松井 孝知①	鞠子 浩之②	
	三枝 隆則②	溝際 清太郎①	南 和巳⑧	三輪 義弘⑥	
	村尾 葉子②	本林 正樹⑤	柳瀬 護①	山越 辰雄⑩	
	山腰 哲也②	山下 恭廣⑦	横田 守⑩	吉野 毅③	
大野地区 総代定数 10名 総代数 10名	永井 善久⑩	長瀬 雅彦④	森前 俊夫⑦	水口 斉⑥	
	中萩 久夫④	中西 伸一④	稲子 盛雄⑥	内記 正義①	
	松葉 悟③	遠山 はやと③			
南吉城地区 総代定数 28名 総代数 28名	青木 裕一①	池田 昭二⑦	池田 理佳子①	上野 芳広⑦	
	牛丸 理⑤	小田 澄夫⑤	柏木 博行③	蒲 敦子①	
	北村 伊佐雄②	倉家 孝雄⑤	駒 卓弥①	齋藤 茂秀⑨	
	齋藤 繁②	坂上 弘幸③	杉浦 仁司②	田近 豊一⑥	
	田近 正英④	要⑤	田中 元⑥	田近 利彦⑩	
	谷邊 芳弘⑩	宮腰 清宏⑦	吉井 英吉⑨	谷口 利彦⑩	
	川端 弘則⑧	葛口 博①	船坂 康浩③	加藤 健①	
				清水 昭南⑩	
北吉城地区 総代定数 11名 総代数 11名	奥野 拓郎⑨	加藤 勝①	河上 玲⑨	坂本 重雄①	
	高田 豊彦⑨	田嶋 亨②	橋本 克幸⑩	山口 正一⑩	
	奥田 幸春①	内方 光一①	上北 一久②		

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。(注2)就任回数が10回以上となる場合は⑩で表示しています。

総代の属性別構成比

職業別	個人	0.77%	個人事業主	3.08%	法人役員	96.15%
年代別	50代以下	22.30%	60代	33.08%	70代	33.85%
					80代以上	10.77%
業種別	建設業	28.46%	卸売・小売業	22.31%	製造業	18.46%
	農業	1.54%	電気・ガス・熱供給・水道業	3.85%	不動産業	5.38%
	個人	0.77%	運輸業	3.08%	各種サービス業	16.15%

総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

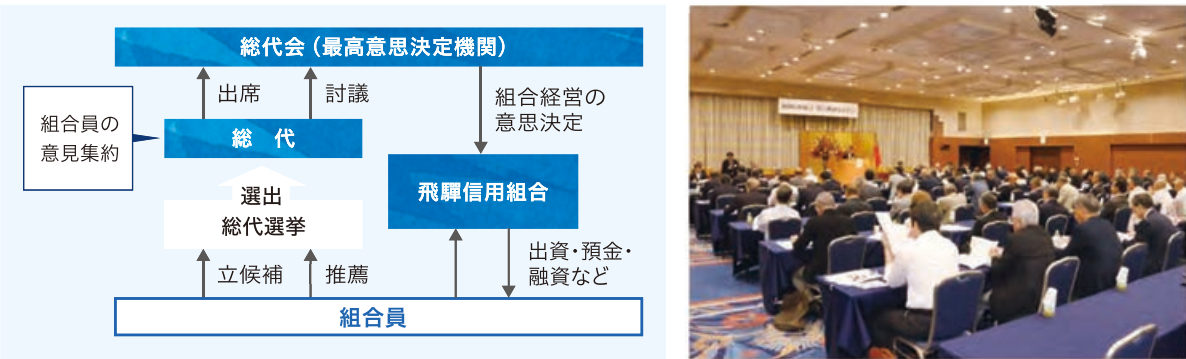
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員24,051名(令和7年3月末)と大変多く、総会の開催が事実上不可能なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。総代会では、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

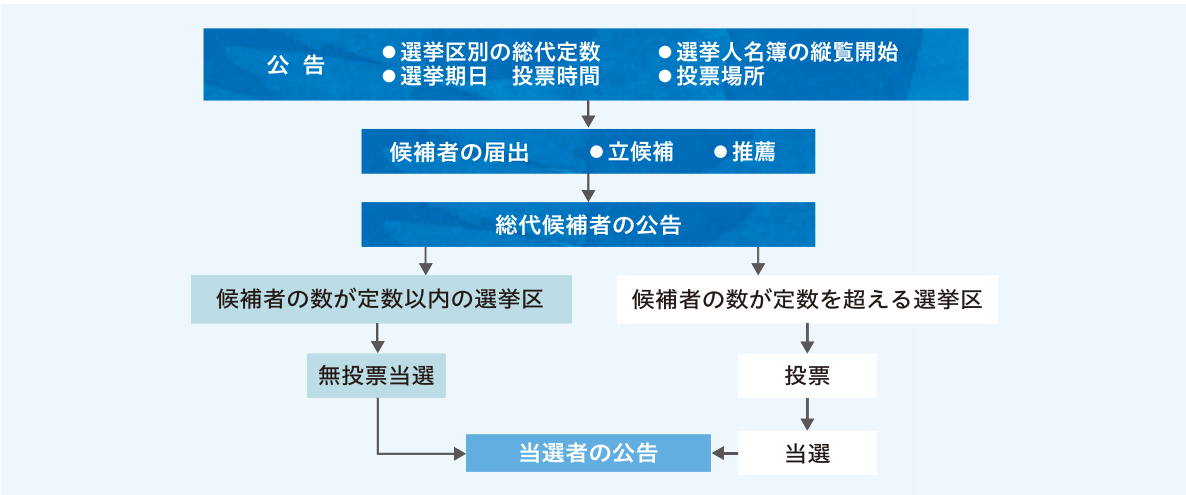
当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動などを通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代の任期・定数および選出方法

- (1) 総代の任期・定数
- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は100名以上140名以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められております。
- なお、令和7年7月1日現在の総代数は129名です。
- (2) 総代の選出方法
- ・総代は組合員であることが前提条件であり、各地区毎に立候補した方もしくは地区内の組合員20名以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により公平に選挙を行い選出されます。
- なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

総代選挙までの手続き



1 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。
対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功
労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支
払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績
等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	63	88
監事	16	18
合計	79	106

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条
別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
注2. 支払人数は、理事8名、監事は4名です。
注3. 左記には使用人兼務理事の報酬は含まれておりません。
注4. 使用人兼務理事5名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、
62百万円です。
注5. 左記以外に支払った役員退職慰労金は理事7百万円、
監事1百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項で
あって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める
ものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありま
せん。

2 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対
象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響
を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

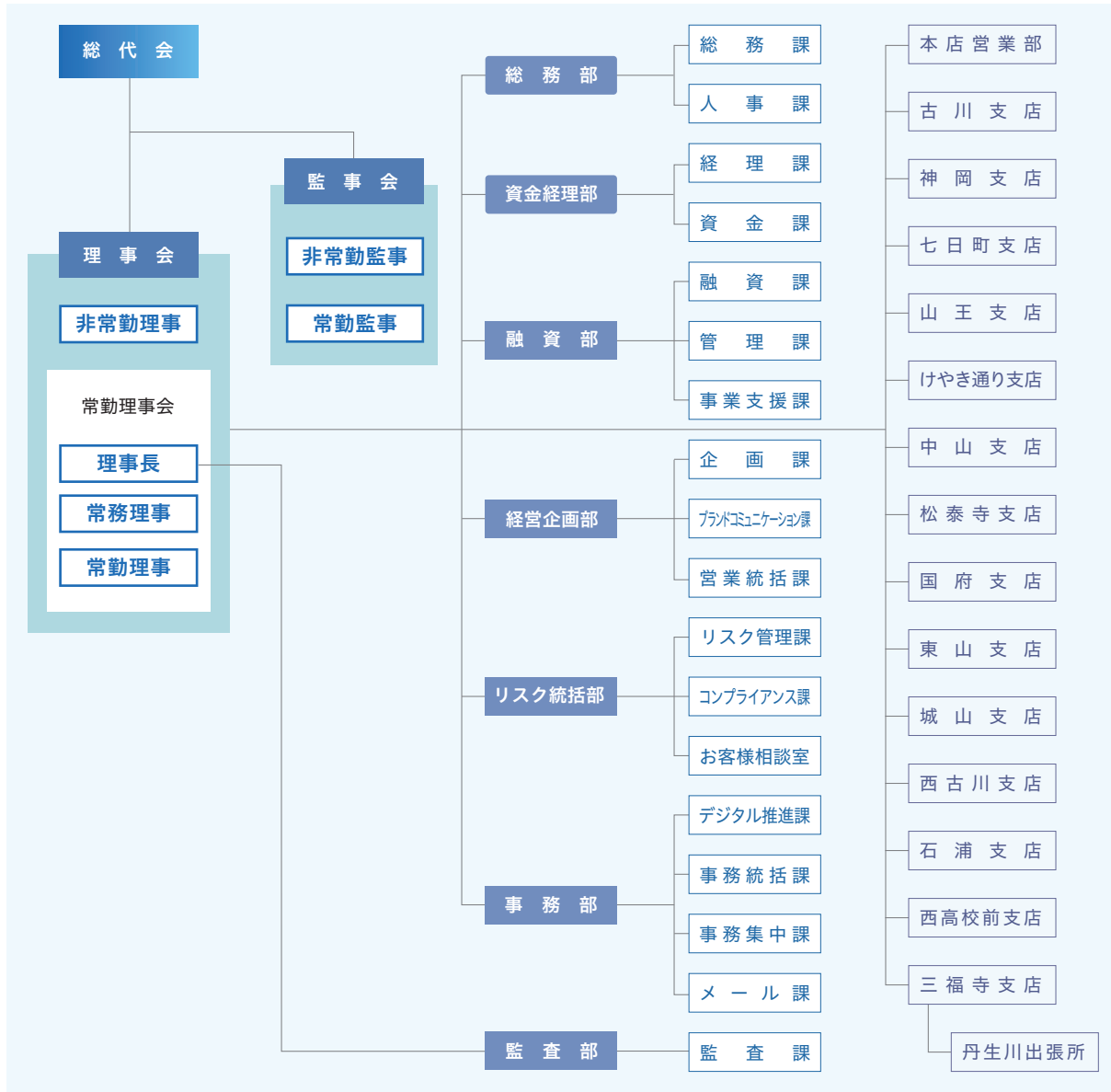
注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同
組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員
が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



報酬体系について



● 役員一覧 (令和7年6月18日現在)

理事長	大原 誠	常勤理事	大坪 岳洋	非常勤理事	蓑谷 雅彦	常勤監事	田口 典男
常務理事	小邑 昇	常勤理事	光賀 均	非常勤理事	出井 浩樹	非常勤監事	上林 三子雄
常務理事	和田 靖史	常勤理事	中井 昌宏	非常勤理事	前田 克郎	非常勤監事 (員外)	西倉 良介
常勤理事	河瀬 善博	非常勤理事	名上 泰幸	非常勤理事	成瀬 正		

当組合は、職員出身者以外の理事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

● 会計監査人の氏名又は名称 EY新日本有限責任監査法人 (令和7年6月18日現在)

● 主要な商品・サービス
融資商品

	種 類	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
個人ローン	住宅ローン (固定金利選択型) (変動金利型)	住宅新築ほか、増改築・中古住宅購入・建売住宅購入・住宅用地購入および住宅ローンの借換等にご利用いただけます。	最高1億円	最長35年 (保証付きの場合 最長40年)
	生活応援 リフォームローン	住宅のリフォームにご利用いただけます。	最高2,000万円	最長15年
	生活応援 マイカーローン	自家用自動車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。	最高2,000万円	最長15年
	ロードサービス付 マイカーローン	自家用自動車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。 ロードサービスが付帯されます。	最高1,000万円	最長10年
	生活応援 奨学ローン	入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金にご利用いただけます。	最高2,000万円	最長15年
	チャンス (極度型教育ローン)	入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金にご利用いただけます。 在学期間中必要な時に必要な分だけお借入れいただけます。	最高500万円	就学者の在学期間 +9ヵ月以内
	生活応援 多目的ローン	資金使途が明確な、生活に関わる様々な目的にご利用いただけます。	最高2,000万円	最長10年
	フリーローン「チョイス」	目的を限定せずにご利用いただけます。 Web完結型の場合、お申込みから融資実行まで来店不要です。	最高500万円	最長15年
	スピードローン	目的を限定せずにご利用いただけます。 Web完結型の場合、お申込みから融資実行まで来店不要です。	最高500万円	最長10年
	おまとめローン 500	目的を限定せずにご利用いただけます。	最高500万円	最長10年
事業者向け	リバースモーゲージローン	豊かな老後生活のため、資産を有効活用できます。 終身まで、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	最高3,000万円 (不動産担保)	終身まで
	シルバーローン	シニアライフの充実をお手伝いいたします。	最高100万円	最長10年
	カードローンアラカルト	専用カードでお引き出しができ、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 毎月ご利用残高に応じて一定額の返済が必要となります。	最高500万円で 9コースから選択	契約期間1年 (自動更新)
	教育カードローンYELL	専用カードでお引き出しができ、契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金にご利用ください。	最高500万円で 9コースから選択	就学者の在学期間 +2ヶ月以内
	割引手形	商業手形の迅速な資金化にご利用いただけます。	—	—
	手形貸付	仕入資金・買掛金決済等、短期運転資金にご利用いただけます。	—	—
	証書貸付	長期の設備資金または運転資金にご利用いただけます。	—	—
	当座貸越	ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	—	—
	法人向けビジネスローン 「バックアップ」	株式会社クレディセゾン の保証付き法人専用ローンです。 運転資金・設備資金及び借替資金にご利用いただけます。	最高500万円	最長10年
	アグリサポートローン	株式会社日本政策金融公庫の信用補完スキームを利用した商品です。 農業経営に必要な運転資金・設備資金にご利用いただけます。	最高6,250万円	運転資金最長7年 設備資金最長10年
	ビジネスカードローン	岐阜県信用保証協会の保証付きカードローンです。 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	最高2,000万円	2年
	中小企業会計活用ローン (当座貸越)	「中小企業の会計に関する基本要領」を適用し、適切な財務情報の開示に取り組む 中小企業の皆さまを応援します。	最高1億円	1年(自動更新)

その他商品・サービス

種 類	内容と特色
証券業務	投資信託・個人向け国債・新窓販国債の窓口販売を行っております。
保険業務	医療保険・火災保険等、各種保険商品を取扱っております。
夜間金庫	当組合の営業時間終了後でも、お客さまの売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金します。
貸金庫	預金証書・株券・権利証・貴金属などを金庫で安全に保管し、盗難・火災など不慮の事故からお守りいたします。
デビットカードサービス	当組合のキャッシュカードで、ジェイデビット加盟店でのお買物代金を、お客さまの預金口座から決済します。
インターネットバンキング	パソコン・スマートフォンを利用して、預金の残高照会や入出金照会・振込・振替等の資金移動ができるサービスです。
ひだしんでんさいサービス	法人インターネットバンキングを通じて「でんさい」をご利用できるサービスです。
さるぼぼコインサービス	専用アプリにて二次元コードを用いた電子決済をご利用できるサービスです。
飛驒信用組合ペイメントサービス	クレジットカード、電子マネー等の決済手段(端末)を提供するサービスです。

● 主要な事業の内容

業 務	内 容	特 色
A. 預金業務	(イ) 預金	当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
B. 貸出業務	(イ) 貸付	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
	(ロ) 手形の割引	商業手形の割引を取扱っております。
C. 商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。	
D. 有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。	
E. 内国為替業務	送金為替、振込および代金取立などを行っております。	
F. 外国為替業務	全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。	
G. 社債受託及び登録業務	取扱っておりません。	
H. 金融先物取引等の受託等業務	取扱っておりません。	
I. 付随業務	(イ) 債務の保証業務	
	(ロ) 有価証券の貸付業務	
	(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取次業務	
	(ニ) 代理業務	(a) 全国信用協同組合連合会、(ホ) 商工組合中央金庫、(ロ) 日本政策金融公庫、(ヘ) 福祉医療機構、 (セ) 中小企業基盤整備機構、(ニ) 住宅金融支援機構、年金積立金管理運用(公) 等の代理貸付業務
		(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
	(c) 日本銀行の歳入復代理店業務	
	(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務	
	(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務	
	(ト) 保護預り及び貸金庫業務	
	(チ) 信託業務の代理又は媒介業務	
	(リ) 保険契約の締結の代理又は媒介業務	
	(ス) 電子債権記録業務に係る業務	

● 主要な商品・サービス

預金商品

	種 類	内容と特色	お預入期間	お預入金額
流動性預金	当座預金	会社や商店の資金決済に、手形・小切手をご利用いただくことにより、現金を扱う危険や手間が省ける機能的な預金です。	出し入れ 自由	1円以上
	普通預金	自由に出し入れができ、給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、各種口座振替にご利用いただけます。		
	無通帳普通預金 「Web pass」	通帳を発行することなく、主にATMやインターネットバンキングを通じてお取引いただく普通預金です。通帳を発行しないため、ペーパーレスで環境に優しく、紛失・盗難の心配や記帳・繰越管理が不要となります。		
	総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、“貯める・殖やす・支払う・借りる・受取る”の5つの機能を備えています。給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払のほか、キャッシュカードもご利用いただけます。		
定期預金	スーパー定期	1千万円未満の余裕資金の運用に適した預金です。個人の方は複利型の取扱いも可能となります。	1か月以上 5年以内	100円以上
	大口定期	1千万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。市場金利の動向を基準に金利が決定され、満期日はご都合に合わせて自由に設定できます。		1,000万円 以上
	年金定期	当組合で年金をお受取りの方がご利用いただけます。(優遇金利)	1年、2年、 3年	各100万円 以内
定期積金	さるぼぼコイン 定期積金	さるぼぼコインをご利用の方およびその家族の方がご利用いただけます。(優遇金利)	1年以上 7年以内	10,000円 以上
	みらい	15歳以下の方で保護者が当組合で児童手当を受給中または受給予定の方がご利用いただけます。(優遇金利)	2年以上 7年以内	5,000円以上 90,000円以内

● 主な手数料のご案内

1. 本表の手数料は令和7年7月1日現在です。 2. 各手数料等は税込価格の表示 (総額表示) としております。

1 振込手数料

振込手数料			他金融機関宛	当組合宛	
			電信	同一店内	本支店
窓口	組合員の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	無料
		3万円以上 3万円未満	880円 660円	無料	440円 220円
	組合員以外 の方	3万円以上 3万円未満	660円 440円	—	—
		文書扱い ※1	3万円以上 3万円未満	660円 440円	—
ATM		3万円以上 3万円未満	660円 440円	無料	無料
定額自動送金	組合員の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	無料
		3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	220円 110円
	組合員以外 の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	220円 110円
インターネットバンキング ファームバンキング		3万円以上 3万円未満	330円 220円	無料	無料

※1 文書扱い、付帯物件が付されている場合に限り、適用。 (注) 組合員の方でも出資配当金の入金口座取引店以外で受付またはサービスを利用され、組合員の判断ができない場合がございますので、窓口へお申し出ください。

2 その他為替手数料

代金取立手数料	当組合宛 (自店・本支店)	無料
	当組合以外の金融機関宛	660円
	当組合以外の金融機関宛の個別取立 ※1	1,100円
その他手数料	不渡手形返却料	1,100円
	取立手形組戻料	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1,100円
	送金・振込の組戻料	1,100円
	送金・振込の組戻料	1,100円

※1 電子交換所に参加しない金融機関の手形・小切手など郵送対応が必要なもの

3 当座関連手数料

小切手帳	1冊につき (50枚綴り)	660円
約束手形帳	1冊につき (25枚綴り)	440円
署名判登録		5,500円
署名判登録変更		2,200円
マル専口座開設	割賦販売通知書1通につき	3,300円
マル専手形用紙	1枚につき	550円
自己宛小切手発行	1枚につき	550円

4 各種サービス手数料 (月間口座維持管理基本手数料)

法人インターネットバンキング ファームバンキング	総合振込、振込・振替、照会	2,200円
	振込・振替、照会	1,100円
個人インターネットバンキング	振込・振替、照会	220円
	照会	無料

5 融資関連手数料

不動産担保 事務手数料	新規担保設定 1件につき	設定額2,000万円以下	33,000円
		設定額2,000万円超	55,000円
		住宅ローン	33,000円
	追加担保設定 1回につき(住宅ローン除く)		33,000円
	極度額変更 1回につき		11,000円
	根抵当権の抹消 1回につき		11,000円
	担保物件の一部抹消 1回につき (土地収用の場合は無料)		11,000円
	債務者変更 1回につき		11,000円
動 産 担 保 事務手数料	新規担保設定		55,000円
	担保抹消		11,000円
証書貸付 繰上償還 手数料※1	全部繰上償還	100万円未満	11,000円
		100万円以上 300万円未満	22,000円
		300万円以上 1,000万円未満	33,000円
		1,000万円以上 2,000万円未満	44,000円
		2,000万円以上	55,000円
	一部繰上償還	全部繰上償還と同じ	
融資条件変更手数料			11,000円
固定選択型住宅ローン更新時、固定金利再選択手数料			5,500円
保証書発行手数料(支払承諾保証書)			1,100円

※1 証書貸付繰上償還手数料は、融資実行日から4ヵ月以内の繰上償還または、当初借入金額が40万円以下は無料とします。なお、利息制限法により、上記手数料を免除する場合がございます。新規与信による繰上返済部分の償還手数料は無料とします。 (注) 代理貸付・保証貸付については各保証会社等の定めによります。 (注) 同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

6 ATM利用手数料

① 引出の場合

利用時間	当組合カード	無料引出提携カード ※1	他金融機関カード
平日	7:00 ~ 8:00	110円	220円 ※2
	8:00 ~ 18:00	無料	110円
	18:00 ~ 21:00	110円	220円
土曜日・日曜日・祝日	7:00 ~ 8:00	—	220円 ※2
	8:00 ~ 21:00	110円	220円

※1 十六銀行 及び 益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。 ※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。 (注) キャッシング提携カードのサービス時間・ご利用手数料はカード会社により異なります。

② 預入れの場合

利用時間	当組合カード	相互入金提携カード ※1
平日	7:00 ~ 8:00	無料
	8:00 ~ 18:00	220円 ※2
	18:00 ~ 21:00	110円
土曜日・日曜日・祝日	7:00 ~ 21:00	220円
	無 料	220円

※1 第2地方銀行、信用金庫、他信用組合、労働金庫のキャッシュカードをいいます。 (一部ご利用いただけない金融機関があります。) ※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。

③ 振込の場合

利用時間	当組合カード	無料振込提携カード ※1	他金融機関カード	現金扱い
平日	7:00 ~ 8:00	110円	220円	110円
	8:00 ~ 18:00	無料	110円	無料
	18:00 ~ 21:00	110円	220円	110円
土曜日・日曜日・祝日	7:00 ~ 21:00	110円	220円	110円

※1 十六銀行 及び 益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。 (注) 振込の場合は、上記ATM利用手数料の他に振込手数料が必要となります。

7 貸金庫・夜間金庫利用手数料

種 類		契約料	年間使用料
貸金庫使用料	小 (高さ 10cm 未満)	無 料	6,600円
自動貸金庫使用料	小 (高さ 6cm 未満)	無 料	9,900円
	中 (高さ 10cm 未満)	無 料	15,840円
	大 (高さ 14cm 未満)	無 料	21,780円
夜間金庫使用料		1,100円	13,200円

8 証明書発行手数料

各種証明書		窓口発行
	残高証明書	1通につき 330円 ※1
	監査法人の指定用紙による証明書	1通につき 3,300円
	任意の用紙による証明書	1通につき 1,100円
	融資証明書 (事業・ローン用)	1通につき 13,200円
	融資証明書 (農地転用許可用)	1通につき 6,600円
	住宅取得控除証明書	1通につき 220円 ※1

※1 郵送の場合は、上記の他に郵送1通につき460円が必要となります。 (注) 住宅取得控除証明書の自動発行手数料は、窓口発行と同様とします。 (注) 住宅金融支援機構等の代理貸付に係る手数料は、各取扱機関の定めによります。

9 再発行手数料

再発行手数料	通帳再発行	1件につき	1,100円
	証書再発行		
	CDカード (ICカード) 再発行		
	ローンカード再発行		
	貸金庫カード再発行		
	両替機専用カード		

(注) 各種カード再発行手数料は、旧カードのご提示がある場合は無料とします。

10 各種手数料

株式払込 取扱手数料	一般払込の場合	払込金額×0.385%
	他に受付票1通につき	5円
	一括払込の場合	払込金額×0.275%
	他に領収書1通につき	5円
配当金支払 取扱手数料	全店支払方式	配当金支払額×0.088%
	他に領収書1通につき	5円
個人情報開示手数料	特定店支払方式	配当金支払額×0.33%
	1通につき	330円 ※1
預金取引履歴照会票	1枚あたり	330円 (2枚目以降1枚毎に11円) ※1
融資取引履歴照会票	1枚あたり	330円 (2枚目以降1枚毎に11円) ※1
相続時口座開示手数料 (預金保険機構宛手数料)	1件あたり	5,060円

※1 郵送の場合は、上記の他に郵送1通につき460円が必要となります。

11 両替手数料

① 窓口

持込枚数またはお持帰り枚数 (紙幣、硬貨の合計)のうち、いずれが多い枚数	円貨両替 (現金整理) 手数料
1枚 ~ 49枚	550円 ※1
50枚 ~ 500枚	550円
501枚 ~ 1,000枚	660円
1,001枚 ~ 2,000枚	1,100円
2,001枚 ~	1,000枚毎に 550円

※1 当組合に口座のある方は、1日1回49枚までに限り無料。 同日中の2回目以降の取引については取引枚数に応じた手数料となります。 (注) 次の取引も円貨両替手数料の対象になります。 ・新札両替 (記念硬貨は除く) ・事業性の現金指定払い出し (給与のための金種指定払い出しを除く) ・事業性の硬貨入金

② 両替機 (当組合キャッシュカードまたは両替機専用カードをお持ちのお客さまのみ)		
持帰り枚数	キャッシュカード	両替機専用カード
1枚 ~ 49枚	無 料 ※1	月額1,320円 ※2
50枚 ~ 機種最大放出枚数	—	

※1 当組合キャッシュカードをお持ちの場合は1日1回49枚までに限り無料。 同日中の2回目以降はお取扱できません。 ※2 両替機の専用カードのご利用には、事前のお申込みが必要です。 (注) 1回の両替枚数は、機種最大放出枚数 (1,000枚) までとします。

12 でんさいネットサービス手数料

発生記録手数料	1件につき	330円
譲渡記録手数料	1件につき	220円
分割 (譲渡) 記録手数料	1件につき	220円

13 さるぼぼコイン手数料

加盟店コイン払戻手数料 (さるぼぼ倶楽部ファミリー店)	払戻金額×1.65%
加盟店コイン払戻手数料 (さるぼぼ倶楽部ファミリー店以外)	払戻金額×1.98%
加盟店コイン送金手数料	送金額×0.55%
利用者のさるぼぼコイン払戻手数料 ※1	払戻金額×11% + 550円

※1 利用者アカウントが「さるぼぼPay」の払戻は、やむを得ない事情によりさるぼぼPayを継続的に利用することが著しく困難になったと当組合が認めた場合に限り、適用。 (注) 小数点以下の端数計算により精算金額が異なる場合があります。

HIDASHIN DISCLOSURE 2025

資料編 数字でみるひだしん

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 2 剰余金処分計算書
- 3 貸借対照表に対する注記
- 経営指標
- 5 主要項目の5年間の指標他
- 6 受取利息・支払利息の増減他
- 7 使途別の貸出金残高他
- 8 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
- その他
- 9 開示債権の状況
- 11 自己資本の充実の状況等について
- 15 信用リスクに関する事項
- 21 当組合および子会社等の概況他



このディスクロージャーの
印刷・製本で使用した
電力量(100kWh)は、
グリーン電力でまかなわれ
ています。



UD FONT

ひだしんHP



Instagram



YouTube



Facebook



さるぼぼコイン



財務諸表

● 貸借対照表

(単位:千円)

科目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
【資産の部】		
現金	1,508,129	1,703,679
預け金	56,344,534	57,286,177
有価証券	166,111,982	166,901,280
国債	17,553,056	17,498,604
地方債	29,321,867	29,192,558
社債	32,566,019	33,991,124
株式	4,861,971	4,808,045
その他の証券	81,809,067	81,410,947
貸出金	115,794,081	114,021,615
割引手形	218,589	144,909
手形貸付	3,741,360	4,079,938
証書貸付	103,052,068	102,110,404
当座貸越	8,782,063	7,686,362
その他資産	2,521,493	2,516,489
未決済為替貸	40,301	16,741
全信組連出資金	1,378,700	1,378,700
前払費用	—	—
未収収益	623,669	658,090
金融派生商品	—	41,251
その他の資産	478,822	421,706
有形固定資産	4,732,803	5,009,495
建物	1,608,485	1,986,657
土地	2,688,884	2,700,455
リース資産	2,519	—
建設仮勘定	167,200	—
その他の有形固定資産	265,714	322,381
無形固定資産	42,039	25,122
ソフトウェア	36,640	23,630
その他の無形固定資産	5,399	1,491
繰延税金資産	—	703,646
債務保証見返	78,907	94,822
貸倒引当金	△ 3,034,715	△ 3,003,644
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,254,787)	(△ 2,230,927)
資産の部合計	344,099,257	345,258,684

(単位:千円)

科目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
【負債の部】		
預金積金	311,482,952	317,016,475
当座預金	3,659,871	3,816,670
普通預金	85,447,009	87,894,743
通知預金	1,674,177	2,605,704
定期預金	213,609,585	215,712,859
定期積金	6,785,677	5,913,889
その他の預金	306,630	1,072,607
借入金	1,400,000	—
借入金	1,400,000	—
その他負債	630,597	1,006,219
未決済為替借	101,434	45,752
未払費用	237,147	306,737
給付補填備金	2,910	2,678
未払法人税等	67,839	378,100
前受収益	21,420	26,921
払戻未済金	3,788	3,575
職員預り金	101,682	104,973
金融派生商品	17,977	—
リース債務	2,519	—
資産除去債務	20,286	20,549
その他の負債	53,591	116,930
賞与引当金	45,968	49,158
役員賞与引当金	27,000	34,000
退職給付引当金	3,886	5,387
役員退職慰労引当金	134,932	144,878
睡眠預金払戻損失引当金	6,120	6,149
偶発損失引当金	14,142	18,524
繰延税金負債	789,870	—
債務保証	78,907	94,822
負債の部合計	314,614,376	318,375,616
【純資産の部】		
出資金	281,474	279,702
普通出資金	281,474	279,702
利益剰余金	27,597,840	28,598,149
利益準備金	318,810	318,810
その他利益剰余金	27,279,030	28,279,339
特別積立金	26,467,000	27,247,000
(経営基盤強化積立金)	(2,300,000)	(2,300,000)
当期末処分剰余金	812,030	1,032,339
組合員勘定合計	27,879,314	28,877,851
その他有価証券評価差額金	1,605,566	△ 1,994,783
評価・換算差額等合計	1,605,566	△ 1,994,783
純資産の部合計	29,484,881	26,883,068
負債及び純資産の部合計	344,099,257	345,258,684

● 損益計算書

(単位:千円)

科目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
経常収益	5,534,767	5,254,283
資金運用収益	4,354,825	4,634,378
貸出金利息	1,662,601	1,698,243
預け金利息	99,663	168,704
有価証券利息配当金	2,536,913	2,726,850
その他の受入利息	55,646	40,579
役務取引等収益	242,721	253,508
受入為替手数料	68,867	76,928
その他の役務収益	173,854	176,579
その他業務収益	232,995	89,266
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	158,065	17,700
国債等債券償還益	6,849	24,846
その他の業務収益	68,080	46,718
その他経常収益	704,224	277,130
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	28
株式等売却益	321,533	90,129
その他の経常収益	382,691	186,971
経常費用	4,201,904	3,886,910
資金調達費用	207,448	332,075
預金利息	204,583	328,002
給付補填備金繰入額	2,033	1,878
借入金利息	118	1,427
その他の支払利息	712	766
役務取引等費用	314,033	324,177
支払為替手数料	18,591	25,098
その他の役務費用	295,441	299,078
その他業務費用	757,188	536,920
外国為替売買損	2,049	4,001
国債等債券売却損	125,907	31,560
国債等債券償還損	24,840	55,658
国債等債券償却	9,089	—
金融派生商品費用	595,100	445,566
その他の業務費用	200	133
経費	2,413,771	2,629,125
人件費	1,291,850	1,349,270
物件費	1,001,764	1,101,251
税金	120,156	178,603
その他経常費用	509,462	64,611
貸倒引当金繰入額	444,620	7,795
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	4,814
株式等償却	—	—
その他資産償却	10	128
その他の経常費用	64,830	51,873
経常利益	1,332,863	1,367,372
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	33,933	4,783
固定資産処分損	33,933	4,783
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	1,298,929	1,362,589
法人税・住民税及び事業税	175,960	497,354
法人税等調整額	334,149	△ 146,292
法人税等合計	510,109	351,061
当期純利益	788,820	1,011,527
繰越金(当期首残高)	23,210	20,811
当期末処分剰余金	812,030	1,032,339

● 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
当期末処分剰余金	812,030,835	1,032,339,690
計	812,030,835	1,032,339,690
剰余金処分額	791,218,878	1,011,148,974
出資に対する配当金	11,218,878	11,148,974
特別積立金	780,000,000	1,000,000,000
次期繰越金(当期末残高)	20,811,957	21,190,716

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY 新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月18日

飛 驒 信 用 組 合
理事長 大 原 誠

損益計算書に対する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 4百万円
子会社等との取引による費用総額 0百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 1,791円18銭

貸借対照表に対する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を外国為替売買損益として処理しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべの債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)の協力の下にリスク統括部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	211,033百万円
差引額	38,382百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
自:令和5年4月1日 至:令和6年3月31日 1.146%(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円である。
本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金150万円を費用処理している。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,003百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
物価高等を背景とした個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得時に、通貨スワップ取引を行うことにより、当該リスクを回避しています。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、与信管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し、運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - リスク管理
当組合は、市場リスク管理規程及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの計量的測定を始め、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクにかかるモニタリングを行い、リスク計測手法の高度化と市場環境の変化を捉えた適切なリスクコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っております。
これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合では、「有価証券」のうち、債券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合のVaRは、分散共分散法(保有期間240営業日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日現在で市場リスク量は全体で7,544百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、流動性リスク管理方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、的確な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況、見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理を行っております。
これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(P8参照)。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	57,286	56,840	△ 445
(2) 有価証券			
その他有価証券(※2)	166,464	166,464	—
(3) 貸出金(※1)	114,021		
貸倒引当金(※2)	△ 3,003		
金融資産計	334,768	335,008	239
(1) 預金積金(※1)	317,016	315,009	△ 2,007
(2) 借入金(※1)	—	—	—
金融負債計	317,016	315,009	△ 2,007
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	41	41	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	41	41	—

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

- (注1)金融商品の時価等の算定方法
- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、18. から21.に記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
②①以外は、貸出金の種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

- 金融負債
- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。
- デリバティブ取引
デリバティブ取引は、主として通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

- 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
 - 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 - 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
 - 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
 - その他有価証券で時価のあるものについては、P8に記載しております。
- 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 当事業年度中に売却したその他有価証券については、P8に記載しております。
- その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額については、P8に記載しております。
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私算

(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

(単位:百万円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,237
危険債権額	3,191
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	205
合計額	4,634

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は144百万円であります。
 - 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,077百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが42,077百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 3,686百万円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 64百万円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 220百万円
 - 子会社等の株式又は出資金の総額 106百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 21百万円
 - 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
(単位:百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	703
その他有価証券評価差額金	746
有価証券償却超過額	71
損金算入事業税	31
減価償却超過額	23
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	39
賞与引当金損金算入限度額超過額	13
貯蔵品損金不算入額	10
その他	52
繰延税金資産小計	1,692
評価性引当額	△ 391
繰延税金資産合計	1,300
繰延税金負債	
外貨建債券為替差益	586
為替スワップ評価差益	8
その他	2
繰延税金負債合計	597
繰延税金資産の純額	703

- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	13,000百万円
	有価証券	41百万円
担保資産に対応する債務	借入金	～百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金7,053百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は、48,056円62銭です。

● 主要項目の 5 年間の指標 / 損益

(単位:百万円)

項目	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
経常収益	4,501	4,651	4,995	5,534	5,254
経常費用	3,796	3,291	3,610	4,201	3,886
経常利益	704	1,359	1,384	1,332	1,367
当期純利益	490	962	1,014	788	1,011

● 主要項目の 5 年間の指標 / 主要勘定

(単位:百万円)

項目	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
預金積金残高	280,069	291,809	303,871	311,482	317,016
貸出金残高	120,680	118,682	116,597	115,794	114,021
有価証券残高	154,783	157,749	159,182	166,111	166,901
総資産額	338,982	342,840	334,709	344,099	345,258
純資産額	29,474	28,908	27,118	29,484	26,883
単体自己資本比率	15.82%	17.16%	18.10%	19.60%	20.36%

(注)「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示 第22号により算出しております。

● 主要項目の 5 年間の指標 / 出資金

(単位:百万円)

項目	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
出資金	300	285	283	281	279
出資総口数	601,657口	570,509口	567,012口	562,948口	559,404口
出資配当率	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
出資配当金	11	11	11	11	11

● 職員数

項目	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
職員数	170 人	159 人	155 人	158 人	157 人

● 業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
資金運用収支 (A) = (B) - (C)	4,147	4,302
資金運用収益 (B)	4,354	4,634
資金調達費用 (C)	207	332
役務取引等収支 (D) = (E) - (F)	△ 71	△ 70
役務取引等収益 (E)	242	253
役務取引等費用 (F)	314	324
その他業務収支 (G) = (H) - (I)	△ 524	△ 447
その他業務収益 (H)	232	89
その他業務費用 (I)	757	536
業務粗利益 (J) = (A) + (D) + (G)	3,551	3,783
業務粗利益率	1.06%	1.11%
業務純益	1,427	1,207
実質業務純益	1,188	1,207
コア業務純益	1,183	1,252
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,183	1,252

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用＋金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期			第71期 令和7年3月期		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	334,189	4,354	1.30	339,685	4,634	1.36
うち貸出金	115,577	1,662	1.43	114,567	1,698	1.48
うち預け金	57,195	99	0.17	56,671	168	0.29
うち有価証券	160,036	2,536	1.58	167,066	2,726	1.63
資金調達勘定	312,449	207	0.06	317,043	332	0.10
うち預金積金	311,618	206	0.06	316,504	329	0.10
うち借入金	735	0	0.01	436	1	0.32

● 受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
受取利息の増減	196	279
支払利息の増減	△ 2	124

● 総資金利鞘

(単位:%)

項目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
資金運用利回り	1.30	1.36
資金調達原価率	0.82	0.91
総資金利鞘	0.48	0.44

● 総資産利益率

(単位:%)

項目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
総資産経常利益率	0.39	0.39
総資産当期純利益率	0.23	0.29

(注) 総資産経常利益率＝(経常利益÷総資産(債務保証見返除く)平均残高)×100
総資産当期純利益率＝(当期純利益÷総資産(債務保証見返除く)平均残高)×100

● 預金・積金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期		第71期 令和7年3月期	
	平均残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
流動性預金	88,974	28.6	94,060	29.7
うち有利息預金	79,898	25.6	84,869	26.8
定期性預金	222,644	71.4	222,444	70.3
うち定期預金	215,834	69.2	216,047	68.3
うち定期積金	6,809	2.2	6,397	2.0
譲渡性預金その他の預金	—	—	—	—
合計	311,618	100.0	316,504	100.0

● 定期預金に関する指標 (定期預金残高の内訳)

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期		第71期 令和7年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
固定金利	213,603	99.9	215,706	99.9
変動金利	6	0.1	5	0.1
定期預金合計	213,609	100.0	215,712	100.0

● 貸出金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期		第71期 令和7年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
割引手形	224	0.2	224	0.2
手形貸付	3,349	2.9	3,657	3.2
証書貸付	103,659	89.7	102,489	89.5
当座貸越	8,344	7.2	8,196	7.1
合計	115,577	100.0	114,567	100.0

● 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期			第71期 令和7年3月期		
	残高	構成比(%)	債務保証見返額	残高	構成比(%)	債務保証見返額
当組合預金積金	1,896	1.6	13	1,805	1.6	2
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	8	0.0	—	5	0.0	—
不動産	60,385	52.1	0	59,428	52.1	—
その他	51	0.0	—	41	0.0	—
信用保証協会・信用保険	14,597	12.6	—	14,120	12.4	—
保証	36,127	31.2	65	34,762	30.5	92
信用	2,727	2.4	—	3,858	3.4	—
合計	115,794	100.0	78	114,021	100.0	94

有価証券の時価、評価差額等に関する事項

● その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項目		第70期 令和6年3月期			第71期 令和7年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,513	2,356	2,156	4,217	2,290	1,926
	債券	24,973	24,720	252	5,790	5,728	61
	国債	6,550	6,501	48	2,020	2,011	8
	地方債	10,203	10,041	161	2,723	2,671	51
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,219	8,177	42	1,046	1,044	1
	その他	52,866	46,329	6,537	39,326	34,066	5,259
小計		82,352	73,406	8,946	49,334	42,085	7,248
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	249	291	△ 42	491	596	△ 105
	債券	54,467	56,508	△ 2,040	74,891	79,338	△ 4,447
	国債	11,002	11,728	△ 725	15,478	17,119	△ 1,641
	地方債	19,118	19,910	△ 792	26,469	28,307	△ 1,838
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	24,346	24,869	△ 523	32,944	33,912	△ 967
	その他	28,596	30,596	△ 2,000	41,746	45,031	△ 3,285
小計		83,313	87,397	△ 4,084	117,130	124,967	△ 7,837
合 計		165,666	160,803	4,862	166,464	167,053	△ 588

(注) 1. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

● 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期			第71期 令和7年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	1,607	479	125	587	107	36

● 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	89	89
全信組連等出資金	1,380	1,380
組合出資金	346	337
合計	1,826	1,817

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連等出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
3. 当該項目については、金融商品の時価情報に含まれておりません。

● その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の種別別残存期間別残高

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期				第71期 令和7年3月期			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	7,258	21,414	17,197	33,570	8,170	20,836	21,129	30,545
国債	3,309	1,963	3,737	8,541	1,407	1,570	6,820	7,700
地方債	1,022	6,005	6,809	15,483	4,067	3,886	8,186	13,052
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,925	13,444	6,650	9,545	2,695	15,379	6,121	9,793
その他	2,830	20,546	23,469	22,378	5,341	17,226	26,172	20,192
合計	10,088	41,960	40,667	55,949	13,512	38,062	47,301	50,737

● 満期保有目的の債券で時価のあるもの

● 金銭の信託の時価等に関する事項 ● 公共債ディーリング実績

● 先物取引の時価情報 ● オフバランス取引の状況 ● オプション取引の時価情報

● 外国為替取扱高 ● 子会社株式で時価のあるもの

いずれも該当する取引はございません。

※5ページから8ページの記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 使途別の貸出金残高

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期		第71期 令和7年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
設備資金	68,259	58.9	68,089	59.7
運転資金	47,534	41.1	45,932	40.3
合計	115,794	100.0	114,021	100.0

● 貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期		第71期 令和7年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
製造業	5,017	4.3	4,654	4.1
農業、林業	1,520	1.3	1,536	1.4
漁業	38	0.0	36	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	8	0.0	9	0.0
建設業	9,152	7.9	9,045	7.9
電気、ガス、熱供給、水道業	1,410	1.2	1,376	1.2
情報通信業	588	0.5	624	0.6
運輸業、郵便業	2,392	2.1	2,558	2.2
卸売業、小売業	9,972	8.6	10,330	9.1
金融業、保険業	600	0.5	600	0.5
不動産業	11,281	9.8	11,113	9.8
物品賃貸業	141	0.1	135	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	233	0.2	279	0.3
宿泊業	1,368	1.2	1,272	1.1
飲食業	2,020	1.8	2,099	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	1,458	1.3	1,392	1.2
教育、学習支援業	41	0.0	115	0.1
医療、福祉	715	0.6	641	0.6
その他のサービス	6,036	5.2	5,939	5.2
その他の産業	1,872	1.6	1,972	1.7
小計	55,872	48.2	55,737	48.9
国・地方公共団体等	6,341	5.5	5,008	4.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	53,580	46.3	53,275	46.7
合計	115,794	100.0	114,021	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 預貸率・預証率

(単位:%)

項目		第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
預貸率	期末	37.17	35.96
	期中平均	37.08	36.19
預証率	期末	53.32	52.64
	期中平均	51.35	52.78

● 有価証券の種別別平均残高

(単位:百万円)

項目	第70期 令和6年3月期	第71期 令和7年3月期
国債	17,577	19,362
地方債	29,993	30,877
短期社債	—	—
社債	32,219	34,877
株式	2,661	2,950
その他の証券	77,583	78,997
外国証券	63,186	64,594
(うち円貨債)	(54,977)	(57,700)
その他	14,397	14,403
合計	160,036	167,066

(注)当組合は商品有価証券を保有しておりません。

開示債権の状況

当組合は、資産の健全性確保を最重要課題の1つとして取り組んでおりますが、令和7年3月期につきましても、厳正な自己査定を実施し、その査定結果に基づき適切な償却・引当を実施しました。

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づくリスク管理債権と「金融再生法」に基づく開示債権を以下の通り開示いたします。

● 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)／(A)	引当率 (C)／(A－B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	1,263	586	676	100.00	100.00
	令和6年度	1,237	614	622	100.00	100.00
危険債権	令和5年度	3,243	1,308	1,577	89.00	81.56
	令和6年度	3,191	1,245	1,607	89.40	82.62
要管理債権	令和5年度	447	206	18	50.34	7.74
	令和6年度	205	89	8	48.13	7.74
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	447	206	18	50.34	7.74
	令和6年度	205	89	8	48.13	7.74
小 計	令和5年度	4,953	2,101	2,273	88.31	79.70
	令和6年度	4,634	1,949	2,239	90.40	83.43
正常債権	令和5年度	111,014				
	令和6年度	109,555				
合 計	令和5年度	115,968				
	令和6年度	114,190				

※百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

- (注)
1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。

3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。

6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。

7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

10. 金額は決算後（償却後）の計数です。
- 不良債権は4,634百万円ありますが、このうち1,949百万円が担保や保証等でカバーされております。

担保や保証等でカバーされていない部分（金額で2,684百万円）に対しても2,239百万円の貸倒引当金を計上しており、不良債権に対するカバー率は90.40％となっております。

さらに組合員勘定（株式会社の自己資本に相当する部分）28,877百万円からみても不良債権が経営に与える影響は僅かであり、経営の健全性を十分に確保しております。
- 貸倒引当金の期末残高・期中増減額 (単位:百万円)
- | 項目 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 令和6年3月期 | 1,018 | 779 | — | ※ 1,018 | 779 |
| | 令和7年3月期 | 779 | 772 | — | ※ 779 | 772 |
| 個別貸倒引当金 | 令和6年3月期 | 1,591 | 2,254 | 19 | ※ 1,571 | 2,254 |
| | 令和7年3月期 | 2,254 | 2,230 | 36 | ※ 2,218 | 2,230 |
| 合 計 | 令和6年3月期 | 2,609 | 3,034 | 19 | ※ 2,590 | 3,034 |
| | 令和7年3月期 | 3,034 | 3,003 | 36 | ※ 2,998 | 3,003 |
- (注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。 ※洗替えによる取り崩し
- 貸出金償却の額 (単位:百万円)
- | 項目 | 第70期 令和6年3月期 | 第71期 令和7年3月期 |
|-------|--------------|--------------|
| 貸出金償却 | — | — |
- 9 HIDASHIN DISCLOSURE 2025
- HIDASHIN DISCLOSURE 2025 10

自己資本の充実の状況等について

自己資本比率

自己資本比率は、貸出金等の「資産（※リスク・アセット等）」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値であり、金融機関の健全性・安全性を計る重要な指標です。

令和7年3月期の自己資本の額は29,621百万円、自己資本比率は20.36%と国内で業務を行う金融機関の基準4%を大きく上回り、“ひだしん”の財務体質が極めて高い水準にあることを示しています。

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからの普通出資金による調達を始め、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本の充実を図り、経営の健全性・安全性を保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、各年度毎の事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

※「リスク・アセット等」とは資産（貸出金や有価証券等）に関する貸倒れの危険性の総量をいい、貸借対照表に記載された各資産に対して、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じたリスク・ウェイトを乗じて算出します。「パーゼルⅢ」の導入に伴い、従来に比べてリスク・アセット算出の精緻化が図られました。

● 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	27,868	28,866
うち、出資金及び資本剰余金の額	281	279
うち、利益剰余金の額	27,597	28,598
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	779	772
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	779	772
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	28,648	29,639
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	30	18
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	30	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—

● 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	30	18
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	28,617	29,621
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	138,556	138,577
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,412	6,840
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	145,969	145,417
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	19.60%	20.36%

(注)自己資本算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	138,556	5,542	138,577	5,543
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	138,555	5,542	138,576	5,543
(i) ソプリン向け	3,467	138	3,612	144
(ii) 金融機関向け	19,261	770	24,291	971
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,610	64
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	35,448	1,417	31,012	1,240
(v) 中小企業等・個人向け	37,412	1,496		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			24,185	967
トランザクター向け			233	9
(vii) 抵当権付住宅ローン	3,687	147		
(viii) 不動産取得等事業向け	13,175	527		
(ix) 不動産関連向け			19,303	772
自己居住用不動産等向け			8,397	335
賃貸用不動産向け			3,767	150
事業用不動産関連向け			7,138	285
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			10,640	425
(xi) 三月以上延滞等	605	24		
(xii) 延滞等向け			1,212	48
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			249	9
(xiv) 出資等	8,268	330		
出資等のエクスポージャー	8,268	330		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			8,797	351
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,378	55	1,378	55
(xix) その他	15,849	633	13,891	555
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0
ルック・スルー方式	0	0	0	0
マンドेट方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額をパーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	7,412	296	6,840	273
BI			4,560	
BIC			547	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	145,969	5,838	145,417	5,816

(注) 1.所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4％
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3.「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで、①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6.「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には信用保証協会等による保証付エクスポージャーやオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額などが含まれます。
7.当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
$$\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9.当組合は、標準的計測手法かつALMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
10.単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段は次のとおりです。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安定性を充分保っております。
なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクについて

信用リスクとは、取引先の倒産や経営財務状況の悪化等により、貸出金やその利息などの回収が困難となり、金融機関が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、貸出資産の良質化のため、法令遵守はもとより「財務分析」「信用格付け」の活用、不動産価格の適正評価を行うとともに、営業店への本部指導などを実施しております。
さらに、信用リスク回避のため、特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図るとともに、定期的なポートフォリオ管理などにより信用リスクを認識する管理態勢を構築しています。
当組合では、信用リスクの評価につきましても、厳格な自己査定を実施しております。
また、信用リスク・アセット額の算定にあたっては、各エクスポージャーに分類のうえ、それぞれに定められたリスク・ウェイトを乗じて算出する「標準的手法」を採用しております。
当該手法の採用にあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する格付は以下の4つの適格格付機関を採用しております。
●株式会社 格付投資情報センター (R&I) ●株式会社 日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インバスターズ・サービシズ・インク (Moody's) ●スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング (S&P)
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
このような信用リスク管理の状況については、ALM委員会が協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会への報告体制を整備しております。
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

4. 信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、資金使途、返済原資並びに財務内容など、さまざまな角度から融資の可否判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けとして認識しております。
ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。
また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がございます。
この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合の定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。
なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として公的・民間保証等が該当します。
民間保証については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

5. オペレーショナル・リスクについて

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって組合が損失を被るリスクのことであり、不適切な事務処理、システムの停止や誤作動、災害発生など、組合経営に重大な影響を与えるリスクの総称です。
当組合では、それらのリスクを適切に管理するため「事務リスク管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、適切な管理態勢の整備並びにリスクの軽減に取り組んでおります。
「事務リスク」につきましては、正確な事務処理遂行のため、営業店指導を強化するとともに、各種研修を定期的の実施し、事務品質の向上に努めております。
また、事務ミス等を未然に防止するため、自店内検査や監査部による臨店監査等により相互牽制機能の強化を図っております。
「システムリスク」につきましては、災害等によりシステムが正常機能しなくなった場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機管理計画)」を作成し、業務への支障を最小限に抑える体制を構築しております。
これらのリスクに関しましては、リスク統括部におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する体制を整備しております。

6. 株式・出資金等について

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク・リミットの遵守状況やストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、定期的にALM委員会に報告しています。
一方、非上場株式、子会社株式、その他出資金に関しては、「余資運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行い、適切なリスク管理に努めております。
なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」等に従い、適正処理を行っております。

7. 金利リスクについて

- リスクの管理方針及び手続きの概要
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM委員会が協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。))について経済的価値の変動額であるΔEVEを計測しております。
なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期毎で金利リスクを計測しております。
- 金利リスクの算定方法の概要
A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
(c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
(e) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出したΔEVEが正となる通貨のみを対象としております。
(f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
(g) 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
(h) 計測値の解釈や重要性に関する説明
ΔEVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。
なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。
B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法及びリスク量は3ページに記載しております。

8. 連結の範囲に関する事項等

当組合には子会社等として「ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社」、「飛騨・高山さるぼぼ結ファンダ2号投資事業有限責任組合」および「飛騨・高山サステナブルファンダ投資事業有限責任組合」があります。
飛騨信用組合グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しておりません。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておりませんが連結自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。各種経営指標については飛騨信用組合単体のものをご参照ください。

9. 派生商品取引及び長期決済期間取引ならびに証券化取引について

いずれも該当ございません。

信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

● 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクス ポージャー	延滞 エクス ポージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	289,650	297,716	116,234	118,325	91,471	94,814	—	—	491	3,669
国外	58,845	62,179	—	—	58,845	62,179	—	—	—	—
地域別合計	348,495	359,895	116,234	118,325	150,317	156,993	—	—	491	3,669
製造業	14,051	15,177	5,017	4,867	9,033	10,309	—	—	2	46
農業、林業	1,520	1,551	1,520	1,551	—	—	—	—	52	255
漁業	38	36	38	36	—	—	—	—	—	24
鉱業、採石業、砂利採取業	8	9	8	9	—	—	—	—	—	—
建設業	9,946	11,213	9,152	10,221	793	991	—	—	12	1,289
電気、ガス、熱供給、水道業	6,490	6,785	1,410	1,398	5,080	5,387	—	—	—	—
情報通信業	988	2,211	588	646	400	1,565	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,606	5,270	2,392	2,569	2,213	2,701	—	—	—	—
卸売業、小売業	16,382	15,359	9,972	10,667	6,409	4,692	—	—	27	189
金融業、保険業	12,057	11,201	600	600	11,457	10,601	—	—	—	—
不動産業	18,253	18,322	11,281	11,173	6,971	7,149	—	—	30	390
物品賃貸業	141	138	141	138	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	233	283	233	283	—	—	—	—	—	8
宿泊業	1,368	1,297	1,368	1,297	—	—	—	—	—	46
飲食業	2,220	2,520	2,020	2,118	200	401	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,458	1,402	1,458	1,402	—	—	—	—	—	303
教育、学習支援業	41	121	41	121	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	715	658	715	658	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	6,531	6,735	6,036	6,039	495	695	—	—	5	54
その他の産業	2,043	2,134	1,872	1,989	171	144	—	—	—	—
国・地方公共団体等	54,585	55,601	6,341	5,428	48,244	50,172	—	—	—	—
個人	53,580	55,104	53,580	55,104	—	—	—	—	361	1,062
その他	141,230	146,755	440	—	58,845	62,179	—	—	—	—
業種別合計	348,495	359,895	116,234	118,325	150,317	156,993	—	—	491	3,669
1年以下	25,247	29,567	15,709	17,201	9,537	12,366	—	—		
1年超3年以下	28,010	26,028	5,900	6,808	22,109	19,220	—	—		
3年超5年以下	27,206	29,208	7,776	8,403	19,430	20,804	—	—		
5年超7年以下	20,401	23,694	11,217	10,053	9,184	13,641	—	—		
7年超10年以下	47,204	50,222	14,766	14,170	32,437	36,051	—	—		
10年超	116,806	114,433	59,189	59,525	57,617	54,908	—	—		
期間の定めのないもの	83,619	86,739	1,675	2,162	—	—	—	—		
残存期間別合計	348,495	359,895	116,234	118,325	150,317	156,993	—	—		

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、投資信託、固定資産等が含まれます。
5.CVAリスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本事項については、9ページ～10ページ「開示債権の状況」に掲載しております。

● 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	1	1	2	1	1	1	—	—
農業、林業	128	177	127	128	128	177	—	—
漁業	26	24	27	26	26	24	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	861	884	49	861	861	884	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	0	—	0	0	0	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	229	181	230	229	229	181	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	300	290	318	300	300	290	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	41	—	—	—	41	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	309	276	322	309	309	276	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	396	352	512	396	396	352	—	—
合計	2,254	2,230	1,591	2,254	2,254	2,230	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	1,703	—	1,703	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,001	—	25,001	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	11,537	—	11,537	—	3,176	28%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	37,241	4,200	37,241	420	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,584	—	1,584	—	316	20%
国際開発銀行向け	6,574	—	6,574	—	83	1%
地方公共団体金融機構向け	144	—	144	—	14	10%
我が国の政府関係機関向け	18	—	18	—	1	10%
地方三公社向け	100	—	100	—	20	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100,892	—	100,892	—	24,291	24%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,799	—	5,799	—	1,610	28%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	48,479	12,039	48,197	1,153	31,012	63%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,389	26,415	35,752	1,399	24,185	65%
トランザクター向け	—	6,387	—	519	233	45%
不動産関連向け	34,963	—	34,813	—	19,303	55%
自己居住用不動産等向け	23,751	—	23,715	—	8,397	35%
賃貸用不動産向け	4,383	—	4,378	—	3,767	86%
事業用不動産関連向け	6,827	—	6,719	—	7,138	106%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	10,640	—	10,640	—	10,640	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,329	23	1,329	0	1,212	91%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	249	—	249	—	249	100%
取立未済手形	16	—	16	—	3	20%
信用保証協会等による保証付	12,206	—	12,176	—	1,205	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	8,797	—	8,797	—	8,797	100%
合計					124,516	

(注) 1.最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

● 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	7,132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,685	-	-	1,024	-	-	-	-	-	-	-	-	5,755	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	32,232	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,584	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	6,161	-	-	410	-	0	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	144	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	61,610	-	38,352	-	-	-	11	-	-	916	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,293	-	4,505	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け （特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	9,813	-	-	-	-	-	-	-	-	15,947	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	108	-	353	-	-	-	-	-	-	-	519	13,604	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	519	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	1,715	1,848	9,669	-	74	-	6,546	-	397	4,462	-	271	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1,715	1,848	9,143	-	-	-	6,546	-	-	4,462	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	526	-	74	-	-	-	397	-	-	271	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	17	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	689	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	119	12,057	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	76,917	12,346	-	75,052	1,848	48,023	-	74	-	6,558	-	917	41,377	-	271	-

● 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位:百万円)

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF+信用リスク削減効果適用後)																	
70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
令和6年度																	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,132	現金
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,001	我が国の中央政府及び中央銀行向け
-	-	-	-	-	-	-	28	-	-	-	-	43	-	-	-	11,537	外国の中央政府及び中央銀行向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国際決済銀行等向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,232	我が国の地方公共団体向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,584	外国の中央政府等以外の公共部門向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,574	国際開発銀行向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144	地方公共団体金融機構向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	我が国の政府関係機関向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	地方三公社向け
-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,892	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,799	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カバード・ボンド向け
-	1,297	-	14,592	-	-	7,699	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49,350	法人等向け (特定貸付債権向けを含む)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定貸付債権向け
-	21,994	-	-	-	-	572	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37,152	中堅中小企業等向け及び個人向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	519	トランザクター向け
1,054	607	-	-	131	-	-	2,145	5,044	-	-	843	-	-	-	-	34,813	不動産関連向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,715	自己居住用不動産等向け
-	607	-	-	-	-	-	2,145	-	-	-	355	-	-	-	-	4,378	賃貸用不動産向け
1,054	-	-	-	131	-	-	-	5,044	-	-	488	-	-	-	-	6,719	事業用不動産関連向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他不動産関連向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ADC向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,640	-	-	-	-	10,640	劣後債権及び その他資本性証券等
-	-	-	-	-	-	117	-	-	-	-	497	-	-	-	-	1,329	延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)
-	-	-	-	-	-	249	-	-	-	-	-	-	-	-	-	249	自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	取立未済手形
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,176	信用保証協会等による保証付
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,797	-	-	-	8,797	株式等
1,054	23,900	-	14,592	131	-	8,667	2,145	5,044	-	-	12,025	8,797	-	-	-	339,746	合計

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

● リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)			(単位:百万円)				
告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額		令和6年度				
	令和5年度		告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	格付適用有り	格付適用無し		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
0%	17,091	57,310	40%未満	213,943	4,200	10%	214,261
10%	171	14,404	40%～70%	49,694	6,410	10%	50,179
20%	46,650	58,332	75%	24,509	20,013	10%	23,900
35%	—	10,539	80%	—	—	—	—
50%	30,291	675	85%	13,912	10,109	10%	14,592
75%	—	49,352	90%～100%	8,688	1,944	10%	8,799
100%	11,491	52,067	105%～130%	7,298	—	—	7,190
150%	69	245	150%	12,025	—	—	12,025
250%	—	—	250%	8,797	—	—	8,797
合 計	105,765	242,927	400%	—	—	—	—
			1,250%	—	—	—	—
			その他	—	—	—	—
			合計	338,871	42,677	—	339,746

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.[CCFの加重平均値(%)]とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)						
信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	2,266	2,098	3,840	14,268	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当はございません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)		
	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

● 貸借対照表計上額及び時価等

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	4,762	4,762	4,709	4,709
非上場株式等	6,999	—	7,289	—
合計	11,762	4,762	11,998	4,709

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

● 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和5年度	令和6年度
売却益	321	90
売却損	—	4
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

● 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和5年度	令和6年度
評価損益	2,114	1,821

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

● IRRBB：金利リスク

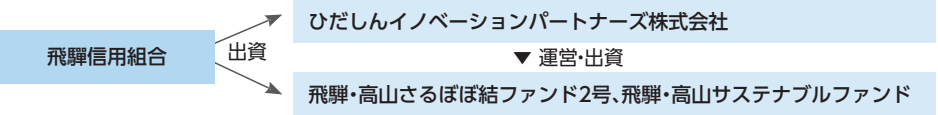
(単位:百万円)

項番	ΔEVE		ΔNII	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1 上方パラレルシフト	10,191	9,234	343	519
2 下方パラレルシフト	—	—	△ 11	△ 451
3 スティープ化	8,041	7,208		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	10,191	9,234	343	519
	令和5年度		令和6年度	
8 自己資本の額	28,617		29,621	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、P14「7.金利リスクについて」に記載しております。
※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
※ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

当組合および子会社等の概況

● 飛騨信用組合グループの事業系統図



● 子会社等の概況

(令和7年3月末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金 (百万円)	議決権 所有割合
ひだしんイノベーション パートナーズ株式会社	岐阜県高山市花岡町 1丁目13番地1	・投資事業組合財産の運用および管理 ・株式、社債又は持分その他の 有価証券に対する投資業務	平成26年11月7日	10	100%
飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号 投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町 1丁目13番地1	・地域経済活性化を目的とする 投資業務	平成28年6月10日	175	—
飛騨・高山サステナブルファンド 投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町 1丁目13番地1	・地域経済活性化および事業承継支援 を目的とする投資業務	令和6年1月22日	78	—

● 連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社等のひだしんイノベーションパートナーズ株式会社、飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合および飛騨・高山サステナブルファンド投資事業有限責任組合を含めた連結自己資本比率は下記のとおりであります。

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	27,871	28,876
うち、出資金及び資本剰余金の額	281	279
うち、利益剰余金の額	27,601	28,611
うち、外部流出予定額(△)	11	14
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	779	772
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	779	772
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された 資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	28,651	29,648
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	30	18
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	30	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

● 連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	30	18
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	28,620	29,630
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	138,558	138,585
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,474	6,920
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	146,032	145,506
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.59%	20.36%

- 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (連結)
- 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (連結)
- 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (連結)
- リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (連結)
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 (連結)
- 金利リスクに関する事項 (連結)

いずれも、影響が僅少であるため記載を省略します。

- 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (連結)
- 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (連結)
- 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (連結)
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (連結)

いずれも、単体と同一です。

- 証券化エクスポージャーに関する事項 (連結)

該当はございません。

※単体の各種指標につきましてはP15～21をご参照ください。